

平成31年第1回中頓別町議会定例会会議録

○議事日程（第1号）

平成31年3月4日（月曜日） 午前10時00分開会

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 議会運営委員会報告
- 第 3 会期の決定
- 第 4 諸般の報告
- 第 5 行政報告
- 第 6 議案第15号 平成30年度中頓別町国民健康保険病院事業会計資本剰余金の処分について
- 第 7 議案第17号 平成30年度中頓別町一般会計補正予算
- 第 8 議案第18号 平成30年度中頓別町自動車学校事業特別会計補正予算
- 第 9 議案第19号 平成30年度中頓別町国民健康保険事業特別会計補正予算
- 第10 議案第20号 平成30年度中頓別町国民健康保険病院事業会計補正予算
- 第11 議案第21号 平成30年度中頓別町水道事業特別会計補正予算
- 第12 議案第22号 平成30年度中頓別町下水道事業特別会計補正予算
- 第13 議案第23号 平成30年度中頓別町介護保険事業特別会計補正予算
- 第14 議案第24号 平成30年度中頓別町後期高齢者医療事業特別会計補正予算
- 第15 議案第 7号 中頓別町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の制定について
- 追加日程第 1 議案第 7号 中頓別町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の制定について
(いきいきふるさと常任委員会委員長報告)
- 第16 議案第 8号 中頓別町企業立地促進条例の一部を改正する条例の制定について
- 第17 議案第 9号 中頓別町火葬場設置及び管理条例及び中頓別町墓地設置及び管理条例の一部を改正する条例の制定について
- 第18 議案第10号 中頓別町農業体験交流施設の設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第19 議案第11号 中頓別町ピンネシリ温泉の設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第20 議案第12号 中頓別町山村交流施設の設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第21 議案第13号 そうや自然学校の設置及び管理等に関する条例の一部を改正する

条例の制定について

第22 議案第14号 中頓別町水道事業条例の一部を改正する条例の制定について

第23 議案第16号 中頓別町道路線の変更について

○出席議員（7名）

2番	長谷川 克弘 君	3番	西 浦 岩 雄 君
4番	宮 崎 泰 宗 君	5番	細 谷 久 雄 君
6番	東海林 繁 幸 君	7番	星 川 三喜男 君
8番	村 山 義 明 君		

○欠席議員（0名）

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	小林 生吉 君
副 町 長	遠藤 義一 君
総務課 長	小林 嘉仁 君
総務課 参事	野 露 みゆき 君
総務課 参事	笹原 等 君
総務課 主幹	市本 功一 君
総務課 主幹	庵 日 鶴 君
総務課 主幹	石川 章人 君
産業課 長	平中 敏志 君
産業課 参事	藤田 徹 君
産業課 参事	多田 優彦 君
産業課 参事	永田 剛 君
産業課 主幹	西川 明文 君
産業課 主幹	北村 哲也 君
建設課 長	土屋 順一 君
建設課 主幹	千葉 靖宏 君
保健福祉課 長	吉田 智一 君
保健福祉課 参事	黒瀧 仁司 君
保健福祉課 主幹	相馬 正志 君
教育次 長	工藤 正勝 君
教育委員会主幹	野田 繁実 君
国保病院事務長	長尾 享 君
国保病院事務次長	西村 智広 君

会計管理者	今野真二君
認定こども園園長	相座豊君
認定こども園副園長	遠藤美代子君

○職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	矢上裕寛君
議会事務局書記	田辺めぐみ君

◎開会の宣告

○議長（村山義明君） ただいまから平成31年第1回中頓別町議会定例会を開会します。
(午前10時00分)

◎開議の宣告

○議長（村山義明君） 定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。
本日の議事日程については、お手元に配付した議事日程第1号のとおりです。

◎会議録署名議員の指名

○議長（村山義明君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員につきましては、会議規則第125条の規定により、3番、西浦さん、
4番、宮崎さんを指名します。

◎議会運営委員会報告

○議長（村山義明君） 日程第2、議会運営委員会報告を行います。
議会運営委員会委員長の報告を求めます。
細谷さん。

○議会運営委員長（細谷久雄君） 皆さん、おはようございます。議会運営委員会委員長
報告をいたします。

平成31年第1回中頓別町議会定例会の運営に関し、2月18日に議会運営委員会を開
催したので、その内容を報告いたします。

1つ、会期について、本定例会の会期は本日3月4日から3月13日までの10日間と
する。3月9日土曜日は休日休会の日であるが、開かれた議会を实践するため、サタデー
議会として、教育行政執行方針及び一般質問を行う。会議に付された事件が全て終了した
場合は、会議規則第7条の規定により、会期を残し、閉会とする。

2つ、一般質問について、通告期限内に通告したのは5議員である。一部重複する可能
性があるので、後から質問する議員は答弁の重複が生じないように注意願いたい。

3、提案された議案の取り扱いについて、議案第7号はいきいきふるさと常任委員会に
付託して審査する。議案第25号から第32号の平成31年度中頓別町各会計予算は、議
長発議により全議員で構成する予算審査特別委員会を設置し、3月11日の本会議終了後
から審査する。

4、テレビ中継について、3月9日午前10時からのサタデー議会及び3月11日から
の予算審査特別委員会の開始から終了まで、役場町民ホールと町民センターに設置された
テレビに議場から中継を行う。

以上で議会運営委員会委員長報告を終わります。

○議長（村山義明君） これにて議会運営委員会報告は終了しました。

◎会期の決定

○議長（村山義明君） 日程第3、会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、議会運営委員会報告のとおり、本日3月4日から3月13日までの10日間としたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） ご異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は本日3月4日から3月13日までの10日間とすることに決しました。

お諮りします。3月9日は土曜日であり、休日休会の日ですが、議会運営委員会報告のとおり、町民に開かれた会議を实践するためサタデー議会とし、特に会議を開くことにしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） ご異議なしと認めます。

よって、3月9日は会議を開くことに決定しました。

◎諸般の報告

○議長（村山義明君） 日程第4、諸般の報告を行います。

議長一般報告、監査委員の例月出納検査報告につきましては、お手元に印刷配付のとおりですので、ごらんの上、ご了承願います。

所管事務調査報告は、いきいきふるさと常任委員会委員長からいただきます。

東海林さん。

○いきいきふるさと常任委員長（東海林繁幸君） 所管事務調査につきましては、報告書の朗読をもって行います。

平成31年3月4日、中頓別町議会議長、村山義明様。

いきいきふるさと常任委員会委員長、東海林繁幸。

所管事務調査報告書。

本委員会は、所管事務調査を実施したので、その結果を次のとおり報告します。

1、調査事項、4項目あります。そのうちの（1）、平成29年度総合計画実施状況について、（2）、平成29年度総合戦略実施状況について、（3）、中頓別町観光振興計画のうち、1つは観光施設の料金改定について、もう一つはなかとんべつ観光まちづくりビューローの運営状況について、（4）、町内工事視察、寿スキー場のリフトリニューアル工事及びロッジ改修設備工事であります。

2、調査の方法、資料による説明聴取及び現地視察。

3、調査の期間、平成31年2月6日。

4、場所、議場及び寿スキー場。

5、調査の結果、本委員会は、2月6日、平成30年第4回定例会で議決された継続調査として所管事務調査を行った結果、次のとおり意見の集約をみました。

6、調査意見、まず(1)と(2)、総合計画及び総合戦略実施状況の説明の際には、事業内容の説明に対応すべく担当者の出席も求めるものである。

これちょっと説明申し上げますと、私どもの所管事務調査にこの件については政策経営室からの説明員でありました。しかし、実際には各課に及ぶ多々の質問があり、それらに説明できない状況が多々ありました。これではせっかくの事務調査にはなりませんので、今後この計画説明については特に問題があると思われる節については担当者が必ず出席するように求めるものであります。

(3)の①、観光施設の料金改定について。条例で料金設定の上限を定めることは理解するが、実施にあたってはあらかじめ料金設定の基準を設けて運用するよう望むものである。

(3)の②の運営状況について。喫緊の課題であるピンネシリ温泉の運営についてなかとんべつ観光まちづくりビューローの方針を明確にし、どう立て直すのか早急に示すべきである。

(4)、町内工事視察について。スキー場のロッジ未改修部分についてさらに利用しやすい施設となるべく必ず次年度で改修を実施するよう望むものである。

以上。

○議長(村山義明君) これにて諸般の報告は終了しました。

◎行政報告

○議長(村山義明君) 日程第5、行政報告を行います。

本件については、町長一般行政報告としてお手元に印刷配付のとおりですので、ごらんの上、ご了承願います。

これにて行政報告は終了しました。

◎議案第15号

○議長(村山義明君) 日程第6、議案第15号 平成30年度中頓別町国民健康保険病院事業会計資本剰余金の処分の件を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長(小林生吉君) 改めましておはようございます。定例会、どうぞよろしくお願ひ申し上げたいと思います。

それでは、議案第15号 平成30年度中頓別町国民健康保険病院事業会計資本剰余金の処分について、長尾病院事務長より説明をさせていただきます。

○議長(村山義明君) 長尾国保病院事務長。

○国保病院事務長（長尾 享君） おはようございます。それでは、平成30年度中頓別町国民健康保険病院事業会計資本剰余金の処分についてご説明いたします。

議案48ページをお開きください。議案第15号 平成30年度中頓別町国民健康保険病院事業会計資本剰余金の処分について。

中頓別町国民健康保険病院事業会計の資本剰余金を処分することにつき、地方公営企業法第32条の3の規定により議会の議決を求める。

平成31年3月4日提出、中頓別町長。

49ページの処分の理由をごらんください。これまで資産形成に係る国、道より交付されました補助金につきましては、資本剰余金に積み立てることとなっておりましたが、平成24年度地方公営企業法の改正に伴い、資本剰余金を長期前受け金に振りかえて、毎年度対応資産の減価償却見合い分を収益化できることとなりました。

平成26年度に新会計基準への移行に伴い、これまで積み立ててきました資本剰余金を長期前受け金に振りかえる措置をとることとなりましたが、当時の補助金に対応する現存する資産につきましては既に終了している減価償却見合い分をその他未処分利益剰余金変動額として収益化した上で長期前受け金に振りかえましたが、平成26年度時点で補助金に対応する資産が存在しないものは資本剰余金に残ることとなりました。

制度改正処理後4年以上が経過し、資本剰余金を保管してきましたが、財源につきましてはその用途もなく、そのまま留保することよりも利益剰余金として存在します繰越欠損金に組み入れることが好ましいと判断しておりまして、平成30年度に議会の議決を得て処分するものであります。

それでは、48ページの中段の記及び先日配付しております中頓別町国民健康保険病院事業会計補正予算補足説明資料の最終ページ、7ページをあわせてごらんいただければと思います。

記、平成30年度中頓別町国民健康保険病院事業会計資本剰余金2,416万9,000円を利益剰余金に組み入れる。

説明資料7ページの地方公営企業会計制度に伴う資本剰余金の平成26年度の移行処理の詳細としまして、当時資本剰余金の流れを整理しております。制度改正移行後にて資本剰余金が2,416万9,000円ありまして、それを平成30年度末利益剰余金、いわゆる累積欠損金に組み入れることとなりますから、平成29年度末の累積欠損金が1億978万3,000円ということでありましたから、平成30年度末の利益を見込まない場合、累積欠損金は8,561万4,000円となる予定となっております。

以上、説明とさせていただきます。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○議長（村山義明君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、これより討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 討論なしと認め、討論を終結し、これより議案第15号を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第15号 平成30年度中頓別町国民健康保険病院事業会計資本剰余金の処分の件は原案のとおり可決されました。

◎議案第17号

○議長（村山義明君） 日程第7、議案第17号 平成30年度中頓別町一般会計補正予算を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（小林生吉君） 議案第17号 平成30年度中頓別町一般会計補正予算につきましては、笹原総務課参事から説明をさせていただきます。

○議長（村山義明君） 笹原総務課参事。

○総務課参事（笹原 等君） おはようございます。よろしくお願ひいたします。議案第17号 平成30年度中頓別町一般会計補正予算につきましてご説明申し上げます。

1ページをごらんください。平成30年度中頓別町一般会計補正予算。

平成30年度中頓別町の一般会計補正予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条第1項 既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ5,614万4,000円を追加し、歳入歳出の予算の総額を歳入歳出それぞれ45億1,523万2,000円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第2条 地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表繰越明許費」による。

（地方債の補正）

第3条 既定の地方債の変更は、「第3表地方債補正」による。

平成31年3月4日提出、中頓別町長。

4ページをお開きください。第2表、繰越明許費は、6款農林水産業費、1項農業費、畜産・酪農収益力強化整備等対策特別事業3,360万7,000円を翌年度に繰り越して執行するものでございます。繰り越しの理由は、現在建設が進められておりますドリームジャンボファームの追加工事部分に係る北海道の補助決定が年度末になる見込みであり

ますことから、当該工事部分を平成31年度に繰り越して執行するものでございます。

第3表、地方債補正でございます。起債の目的、過疎対策事業債では限度額を変更前8億450万円から変更後6億7,620万円とするもので、起債の方法、利率等に変動はございません。変更になった事業についてご説明いたします。過疎地域自立促進特別事業の限度額を変更前8,010万円から変更後6,470万円に、中頓別駅向線交付金事業の限度額を変更前2,440万円から変更後1,180万円に、金庫の沢線交付金事業の限度額を変更前1,940万円から変更後930万円に、橋梁長寿命化修繕事業の限度額を変更前820万円から変更後810万円に、高規格救急車購入事業の限度額を変更前2,980万円から変更後2,760万円に、特別養護老人ホーム施設整備助成事業の限度額を変更前2億5,770万円から変更後2億2,490万円に、多機能型事業所作業所建設事業の限度額を変更前5,580万円から変更後5,400万円に、グループホーム及び多機能型事業所等工事実施計画事業の限度額を変更前370万円から変更後360万円に、寿スキー場リフト・ロッジ整備事業の限度額を変更前3億円から変更後2億5,080万円に、医療機械器具購入事業の限度額を変更前510万円から変更後320万円に、特定環境保全公共下水道整備事業の限度額を変更前510万円から変更後300万円に変更するものでございます。

続きまして、起債の目的、辺地対策事業債では限度額3,560万円から変更後1,840万円とするもので、起債の方法、利率等に変動はございません。内容は、林業専用道天北線開設事業の限度額を変更前980万円から変更後910万円に、秋田原野線交付金事業の限度額を変更前2,580万円から変更後930万円に変更するものでございます。

続きまして、起債の目的、緊急防災・減災事業債では限度額1,270万円から変更後1,110万円とするもので、起債の方法、利率等に変動はございません。内容は、Jアラート機器等整備事業の限度額を変更前990万円から変更後840万円に、消火栓移設事業の限度額を変更前280万円から変更後270万円に変更するものでございます。

続きまして、事項別明細書、歳出からご説明をいたします。30ページをお開きください。今回の予算につきましては、多くの款、項、目におきまして人件費、物件費あるいは事業費確定、取りやめ等に伴い既定予算の精査、不用額の減額、決算見込み等に基づく補正でございます。そのため、減額補正分につきましては詳細の説明を省略をさせていただきたいと思っておりますので、ご了承いただきたいと思います。

それでは、1款1項1目議会費では、既定額から201万7,000円を減額し、4,166万5,000円とするもので、追加項目といたしまして議会事務事業、2節給料で人事院勧告による給料の増として2万円の追加、13節委託料で会議時間数がふえたことによる会議録調製委託料16万5,000円の追加計上をしております。

2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費では、既定額から339万3,000円を減額し、4億4,418万7,000円とするものです。追加項目は、人事管理事務事業、4節共済費、共済組合負担金で減額となっておりますが、臨時職員分社会保険料事業

主負担金で170万円の追加により、合わせまして50万円の追加計上、19節負担金補助及び交付金では自治法職員派遣負担金で80万円、32ページをお開きいただきまして、地域振興派遣負担金で90万円の追加、退職手当組合負担金の減額と合わせまして140万円の追加計上となっております。

2目財政管理費では、既定額から2万3,000円を減額し、758万円とするもの、3目文書広報費では既定額から23万2,000円を減額し、268万1,000円とするもので、いずれも実績見込みに基づく不用額の減額でございます。

4目財産管理費では、既定額から225万2,000円を減額し、2,361万4,000円とするもので、追加項目といたしまして役場庁舎維持管理事業、11節需用費で庁舎用燃料費として灯油代13万8,000円を追加計上、その他はいずれも事業実績に基づく予算の精査、不用額の減額でございます。

5目企画費では、既定額から1,360万7,000円を減額し、1億6,732万7,000円とするもので、35ページ下段、全社会資源参加シェアコミュニティ構築事業、4節共済費で2,000円の追加、36ページをお開きいただきまして、7節賃金で4万5,000円を追加、いずれも事務補助者に係る社会保険料、賃金に不足が生じる見込みでありますことから、追加計上するものでございます。その他はいずれも事業実績に基づく予算の精査、不用額の減額でございます。

7目生活安全推進費では、既定額から40万円を減額し、556万3,000円とするもので、実績見込みに基づく不用額の減額であります。

8目防災対策費では、既定額から154万7,000円を減額し、905万8,000円とするもので、防災対策事業の事業費確定による不用額の減額でございます。

10目情報推進費では、既定額に72万2,000円を追加し、1,459万1,000円とするもので、中頓別町電子自治体推進事業、18節備品購入費で職員用端末購入に係る計上でございます。

2項徴税费、1目税務総務費では既定額から30万円を減額し、480万1,000円とするもの、3項1目戸籍住民基本台帳費では既定額から10万円を減額し、989万6,000円とするもので、いずれも実績見込みに基づく不用額の減額でございます。

3款民生費、1項社会福祉費、38ページをお開きいただきまして、1目社会福祉総務費では、既定額に48万3,000円を追加し、2,637万7,000円とするもので、追加項目は社会福祉法人資格養成助成事業、19節負担金補助及び交付金で資格取得対象者の増加によりまして315万円を追加するものでございます。

2目老人福祉費では、既定額から3,230万9,000円を減額し、4億5,035万9,000円とするもので、追加項目は在宅老人デイサービスセンター等運営事業、19節負担金補助及び交付金で同運営補助金の実績を勘案し、578万8,000円を追加、中頓別町ピネシリ温泉入館料助成事業、13節委託料で今年度入浴助成に係る対象施設の拡大に伴い73万5,000円を追加、訪問介護サービスセンター運営事業、19節負

担金補助及び交付金で同運営事業補助金の実績を勘案し、76万9,000円を追加、居宅介護支援事業所運営費助成事業、19節負担金補助及び交付金で同運営補助金の実績を勘案し、79万5,000円を追加するものでございます。

4目障害者福祉費では、既定額から15万1,000円を減額し、1億6,778万3,000円とするもので、追加項目は41ページ、地域生活支援事業、19節負担金補助及び交付金で障がい者等就労促進制度助成金の実績見込みを勘案して、159万2,000円を追加計上するものでございます。

5目災害救助費では、既定額の1,100万円を皆減するもので、災害救助事業において災害見舞金、災害弔慰金、災害貸付金のいずれも支出見込みがないと判断したところでございます。

6目重度心身障害者特別対策費では、既定額から543万3,000円を減額し、700万9,000円とするもので、追加項目は重度心身障害者医療給付事業、12節役務費で事務取扱手数料に不足が生じる見込みでありますことから、2万6,000円を追加するものでございます。

8目介護福祉センター費では、既定額から75万円を減額し、1,455万5,000円とするもので、追加項目は介護福祉センター管理事業、11節需用費で燃料費の使用料増に伴い27万円の追加、12節役務費で電話料の実績見込みを勘案し、10万3,000円の追加計上であります。

2項児童福祉費、3目ひとり親家庭等児童特別対策費では既定額から26万2,000円を減額し、9万3,000円とするもの、4目認定こども園費では既定額から143万円を減額し、2,266万3,000円とするもの、42ページをお開きいただきまして、6目放課後児童健全育成費では既定額から7万2,000円を減額し、487万円とするもの、9目こども包括支援費では既定額から152万円を減額し、893万円とするもので、各目とも実績に基づく不用額の減額でございます。

4款衛生費、1項保健衛生費、1目予防費では既定額から80万3,000円を減額し、2,025万2,000円とするもの、44ページをお開きいただきまして、2目母子衛生費では既定額から78万5,000円を減額し、332万5,000円とするもの、3目環境衛生費では既定額から202万8,000円を減額し、9,743万9,000円とするもので、各目とも実績に基づく不用額の減額でございます。

5目病院費では、既定額に9,731万9,000円を追加し、3億2,688万9,000円とするもので、国保病院事業会計予算の決算の見通しに合わせまして、19節負担金補助及び交付金、運営事業補助で9,785万8,000円の追加、基礎年金拠出金公的負担金で7,000円の追加、過疎債分、単独備品購入分、救急医療費分、企業債利子、元金分として事業費確定に伴う減額、さらに訪問看護事業実施に伴う在宅医療提供体制強化分として150万円を新規計上させていただいたところでございます。

6目診療所費では既定額から1,200万円を減額し、1,303万2,000円とす

るもの、7目地域保健対策費では既定額から2万3,000円を減額し、43万5,000円とするもの、46ページをお開きいただきまして、8目健康増進費では既定額から11万1,000円を減額し、855万1,000円とするもので、いずれも実績に基づく不用額の減額でございます。

5款労働費、1項1目労働諸費では、既定額から3万6,000円を減額し、2万9,000円とするもので、実績に基づく不用額を減額するものでございます。

6款農林水産業費、1項農業費、1目農業委員会費では、既定額から116万5,000円を減額し、181万2,000円とするもので、実績見込みによる不用額を減額するものでございます。

48ページ、2目農業振興費では、既定額から1,117万1,000円を減額し、8,041万1,000円とするもので、追加項目は中頓別町農業体験交流施設管理運営事業、13節委託料で施設の機械器具の保守点検を行うため15万8,000円を追加、6次産業化推進事業、8節報償費で牛乳等特産品製造協力金15万円を新規計上するもので、その他はいずれも事業実績に基づく不用額の減額でございます。

3目畜産業費では、既定額に2,888万8,000円を追加し、3億6,843万7,000円とするもので、51ページをお開きいただきまして、畜産・酪農収益力強化整備等対策特別事業、19節負担金補助及び交付金で現在建設が進められておりますドリームジャンボファームに係る追加工事分に係る補助金3,360万7,000円を追加計上するもので、この財源となります同補助金同額分をあわせて計上し、翌年度に繰り越して執行するものでございます。

4目有害鳥獣対策費では、既定額から10万円を減額し、1,646万円とするもので、実績見込みによる不用額の減額でございます。

2項林業費、1目林業振興費では、既定額から225万6,000円を減額し、2,520万7,000円とするもので、追加項目は森林環境保全直接支援事業、15節工事請負費で神崎地区町有林造林工事で3万8,000円を追加、森林保護事業、12節役務費で2万9,000円を追加するもので、いずれも事業の確定に伴う追加計上でございます。

2目林道費は、既定額から333万5,000円を減額し、5,799万1,000円とするもので、53ページをお開きいただきまして、追加項目は林業専用道旭台2号線開設事業、13節委託料で事業確定に伴い80万3,000円の追加、その他はいずれも予算精査、事業費の確定に伴う減額でございます。

7款1項商工費、2目観光費では、既定額から521万9,000円を減額し、1億5,996万2,000円とするもので、追加項目はピンネシリ温泉運営事業、11節需用費で温泉厨房機器の修繕費として8万円を新規計上、18節備品購入費でガスレンジやガスフライヤー、冷蔵庫など厨房機器の故障に伴う入れかえとして198万円を、それから客室のテレビを更新するため66万8,000円を新規で計上するものでございます。その他につきましては、いずれも事業費の確定、実績見込みによる不用額の減額でございます。

54ページをお開きいただきまして、8款土木費、1項土木管理費、1目土木総務費では、既定額から2万8,000円を減額し、249万5,000円とするもので、土木総務事業の事業確定に基づき不用額を減額するものでございます。

2項道路橋梁費、1目道路維持費では、既定額から162万4,000円を減額し、5,337万6,000円とするもので、追加項目は57ページ、道路照明灯電気料、11節需用費で電気料金に不足が生じる見込みでありますことから、6万4,000円を追加、その他につきましては事業実績見込みに基づく不用額の減額でございます。

2目橋梁維持費では既定額から50万7,000円を減額し、819万8,000円とするもの、3目道路新設改良費では既定額から1億1,765万7,000円を減額し、1億3,187万円とするもので、いずれも事業費の確定、実績に見込みに基づき不用額を減額するものでございます。

58ページをお開きいただきまして、3項河川費、1目河川総務費では、既定額から78万1,000円を減額し、77万6,000円とするもので、実績見込みに基づく不用額の減額でございます。

5項住宅費、1目住宅管理費では既定額から305万7,000円を減額し、1,563万3,000円とするもの、2目住宅建設費では既定額から537万円を減額し、4,047万9,000円とするもので、いずれも実績見込みに基づく不用額の減額でございます。

9款1項1目消防費では、既定額から1,589万5,000円を減額し、1億6,041万8,000円とするもので、消防事業、19節負担金補助及び交付金で南宗谷消防組合負担金を減額するものでございます。詳細につきましては、議案書の最後にあります平成30年度一般会計予算（別紙内訳）明細書でご説明をいたします。明細書1ページ、常備消防費、消防本部費で5万9,000円、中頓別支署費で1,341万2,000円を減額、非常備消防費、中頓別消防団費で35万4,000円を減額、消防施設費、中頓別消防施設費では207万円の減額となり、おおむね予算精査による減額補正となっております。詳細につきましては、事務事業別にてご説明いたしますので、1枚おめくりいただきたいと思っております。火災・救助・災害警戒防衛業務では、火災出動を初め災害出動の増に伴い災害出動手当3万9,000円を追加計上しております。救急業務では、救急件数の減により救急業務手当4万1,000円を減額、救急救命士病院実習事業では9節旅費でビデオ喉頭鏡病院実習の短期終了などに伴い8万8,000円の減額、13節委託料では感染性ウイルス抗体検査委託料で陽性判定者が多かったことにより予防接種が少なく済み、17万6,000円の減額など全体で26万4,000円の減額となっております。消防学校派遣事業では、消防学校受け入れ枠の関係上火災調査料及び処置拡大講習への派遣中止によりまして、9節旅費で14万5,000円の減、また19節負担金補助及び交付金では派遣中止に加え、救急科の入校負担金の減によりまして25万9,000円を減額、全体で40万4,000円の減額となっております。消防車両・資機材維持管理

業務では、12節役務費で空気ボンベ耐圧検査の減により4万3,000円の減額、18節備品購入費では入札減などによりまして4万7,000円の減、全体で9万円の減となっております。消防水利維持管理では消火栓工事の入札減により12万1,000円の減額、消防団訓練指導等事業では9節旅費で費用弁償、団員訓練手当の精査で7万2,000円の減額、消防分団事務では消防団員数の減に伴い1節報酬で10万円、19節負担金補助及び交付金で団員公務災害補償負担金の減など予算精査によりまして全体で23万4,000円を減額、4ページになります。通信施設維持管理業務で12節役務費、電話料、メールサイレン通信料の精査によりまして3万4,000円を減額、庁舎・備品維持管理では11節需用費、光熱水費の節減、18節備品購入費ではパソコン等の整備に伴う入札減など全体で20万円の減額となっております。その他グループ内庶務では4月の人事異動による人件費の減額が主なものでございまして、2節給料で427万4,000円、3節職員手当等で274万4,000円、4節共済費で267万円、19節負担金補助及び交付金では退職手当組合負担金の普通負担金率の減により275万円の減額、全体で1,246万6,000円の減額としております。消防関係車両購入事業では、高規格救急車購入に伴う入札減及び関連する経費の精査によりまして194万9,000円の減額でございます。

続きまして、60ページにお戻りいただきたいと思っております。10款教育費、1項教育総務費、2目事務局費では、既定額から265万1,000円を減額し、9,696万2,000円とするもので、追加項目は教育委員会事務局事業、1節報酬で2万2,000円を新規計上、9節旅費で10万7,000円を追加計上するもので、いずれも中頓別小学校及び中学校の改築、改修など学校のあり方検討会設置に係る委員の報酬、費用弁償として計上するものでございます。その他につきましては、予算の精査、実績確定により不用額を減額してございます。

3目住宅管理費では、既定額から5万5,000円を減額し、253万円とするもので、実績確定により不用額を減額するものでございます。

2項小学校費、1目学校管理費では、既定額に170万円を追加し、1,543万3,000円とするもので、小学校施設維持管理事業、11節需用費で灯油代及び電気料に不足が生じる見込みでございましてことから、同額を追加計上するものでございます。

3項中学校費、1目学校管理費では既定額から4万3,000円を減額し、1,385万2,000円とするもの、4項社会教育費、1目社会教育総務費では既定額から29万8,000円を減額し、645万7,000円とするもので、それぞれ実績確定、実績見込みによる不用額の減額でございまして。

62ページをお開きいただきまして、2目町民センター費では既定額から157万4,000円を減額し、1,295万7,000円とするもので、追加項目としては町民センター運営維持管理事業、11節需用費で灯油代に不足が生じる見込みでありますことから、47万4,000円を追加計上するもので、その他につきましては実績確定、実績見込み

による不用額を減額するものでございます。

3目社会教育施設費では、既定額から55万1,000円を減額し、777万2,000円とするもので、追加項目としては郷土資料館及び青少年柔剣道場運営事業、11節需用費で灯油代及び電気料に不足が生じる見込みでございますことから、8万9,000円を追加してございます。

4目多目的集会施設費では、既定額から4万9,000円を減額し、89万円とするもので、追加項目としては多目的集会施設維持管理事業、11節需用費で灯油代に不足が生じる見込みでありますことから、7万9,000円を追加してございます。

5目創作活動施設費では、既定額から1万3,000円を減額し、49万1,000円とするもので、実績見込みによる不用額の減額でございます。

5項保健体育費、1目保健体育総務費では、既定額から2万4,000円を減額し、315万2,000円とするもので、追加項目といたしましては社会体育施設運営事業、11節需用費で町民体育館におきます燃料費に不足が生じる見込みでありますことから、13万4,000円を追加計上、その他につきましては実績見込みによる不用額を減額してございます。

64ページをお開きいただきまして、2目山村プール費では既定額から50万円を減額し、153万2,000円とするもの、3目寿野外レクリエーション施設費では既定額から5,006万8,000円を減額し、2億8,498万円とするもので、いずれも事業費の確定、実績見込みによる不用額の減額でございます。

4目学校給食費では、既定額から40万6,000円を減額し、1,937万3,000円とするもので、追加項目といたしましては学校給食事業、7節賃金で賃金改定に伴う不足額20万4,000円を追加計上するものでございまして、その他につきましてはいずれも実績見込みによる不用額を減額してございます。

66ページ、11款1項公債費、1目元金では、平成19年度に借り入れた臨時財政対策債の利率の見直しに伴い、既定額に37万5,000円を追加し、3億6,637万2,000円とするものでございます。なお、借り入れました元金の償還総額自体は変わるものではございません。

2目利子では、既定額から82万9,000円を減額し、2,369万9,000円とするものでございます。地方債償還利子として、平成19年度借り入れの臨時財政対策債の利率見直しで83万3,000円を減額、平成29年度借り入れ分は同じく利率の確定によりまして4,000円増額してございます。

12款諸支出金、1項1目特別会計繰出金では、既定額から986万5,000円を減額し、1億7,226万3,000円とするもので、28節繰出金として各会計の決算見込みに基づきまして、介護保険事業特別会計に対し151万2,000円を追加し、自動車学校事業特別会計から224万5,000円、国民健康保険事業特別会計から76万円、水道事業特別会計から475万円、下水道事業特別会計から253万6,000円、後期

高齢者事業特別会計から108万6,000円をそれぞれ減額するものでございます。

2項基金費、1目畜産振興基金費では、既定額に5,000円を追加し、83万1,000円とするもので、基金の利息5,000円の追加でございます。

2目地域活性化基金費では、既定額から514万4,000円を減額し、8,363万円とするもので、基金の利息5万5,000円を追加し、起債借入額に係る分といたしまして519万9,000円を減額するものでございます。

3目ふるさと応援寄附基金費では、既定額に67万2,000円を追加し、167万2,000円とするもので、基金の利息2,000円と今年度の寄附金積み立て見込み額67万円を追加するものでございます。

4目奨学金等償還支援基金費では、既定額に1,400万円を追加し、2,900万円とするものでございます。

68ページをお開きいただきまして、5目地方創生基金費では、基金の利息5,000円と8,200万円を合わせた8,200万5,000円を計上。

6目減災基金費では、基金の利息8万5,000円を計上。

7目まちづくり基金費では、基金の利息1万9,000円を計上。

8目地域福祉基金費では、基金の利息1万2,000円を計上。

9目財政調整基金費では、基金の利息12万8,000円を計上。

10目天北線代替輸送確保基金費では、基金の利息5万9,000円を計上。

11目長寿園施設改修拡張事業基金費では、基金の利息3万6,000円の計上。

12目土地開発基金費では、基金の利息4,000円を計上。

13目中山間水と土保全基金費では、基金の利息1,000円を計上。

14目豊かな環境づくり基金費では、基金の利息1,000円を計上。

15目公共施設整備等基金費では、基金の利息9万1,000円と今年度過疎債として借り入れを行いました寿スキー場リフト・ロッジ整備事業に係る後年度償還額の交付税で措置される額を除いた額7,535万5,000円を合わせました7,544万6,000円を計上。

70ページをお開きいただきまして、16目未来を担うこどもの健全育成と教育の基金費では、基金の利息3,000円と8,700万円を合わせた8,700万3,000円を計上するものでございます。

これらの積み立てによりまして、一般会計上の基金の総額は43億468万1,000円となる見込みでございます。

8ページをお開きいただきたいと思っております。歳出合計、既定額に5,614万4,000円を追加し、45億1,523万2,000円とするものでございます。

続きまして、歳入についてご説明をいたします。歳入全体につきましても歳出同様、収入実績の確定、決算見込みに基づく補正が大部分となっております。

10ページをお開き願いたいと思っております。1款町税、1項町民税、1目個人では、既定

額に324万円を追加し、7,033万5,000円とするもので、1節現年度課税分で300万円、2節滞納繰越分で24万円の追加、いずれも徴収実績を勘案して補正するものでございます。

2目法人では、既定額から300万円を減額し、639万4,000円とするもので、1節現年度課税分の収入見込みを勘案して減額するものでございます。

2項1目固定資産税では、既定額から45万円を減額し、5,665万2,000円とするもので、1節現年度課税分で75万円の減額、2節滞納繰越分で30万円の追加、収入見込みを勘案しての計上でございます。

3項1目軽自動車税では、既定額から10万円を減額し、428万2,000円とするもので、1節現年度課税分の収入見込みを勘案しての減額でございます。

2款地方譲与税、1項1目地方揮発油譲与税では、既定額に90万円を追加し、1,550万円とするもの、2項1目自動車重量譲与税では既定額に387万5,000円を追加し、3,800万円とするもの、6款1項1目地方消費税交付金では既定額に1,200万円を追加し、3,400万円とするもの、7款1項1目自動車取得税交付金では既定額に600万円を追加し、1,200万円とするもので、それぞれ収入見込みを勘案しての追加でございます。

12ページをお開きください。10款1項地方交付税、1目普通交付税では既定額に1億5,209万円を追加し、19億9,256万7,000円とするもの、2目特別交付税はいまだ不確定ではございますけれども、既定額に8,081万6,000円を追加、2億743万2,000円としまして、歳入総額調整の役割を持たせてございますので、ご理解をいただきたいと思っております。

11款分担金及び負担金、1項負担金、1目民生費負担金では、既定額に38万3,000円を追加し、2,903万3,000円とするもので、1節保育料負担金で11万円の追加、2節幼児クラブ保育料負担金で27万3,000円を追加するものでございます。

12款使用料及び手数料、1項使用料、2目民生使用料では既定額から1万円を減額し、29万円とするもの、3目衛生使用料では既定額から1,200万円を減額し、1,275万1,000円とするもの、4目農業使用料では既定額から45万8,000円を減額し、361万2,000円とするもの、6目土木使用料では既定額に296万5,000円を追加し、5,360万3,000円とするもの、14ページをお開きいただきまして、7目教育使用料では既定額から36万8,000円を減額し、35万4,000円とするもので、各節とも収入実績、見込みをもとにして減額するものでございます。

2項手数料、1目総務手数料では、既定額に2万8,000円を追加し、113万2,000円とするもの、3目農業手数料では既定額から6,000円を減額し、58万9,000円とするもので、各節とも収入見込みをもとに追加、減額するものでございます。

13款国庫支出金、1項国庫負担金、1目民生費国庫負担金では、既定額に56万2,000円を追加し、6,003万8,000円とするもので、各節とも事業費の確定に伴

う追加及び減額でございます。

16ページをお開きいただきまして、2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金では、既定額から468万9,000円を減額し、3,523万2,000円とするもの、2目民生費国庫補助金では既定額から23万円を減額し、747万5,000円とするもの、3目衛生費国庫補助金では既定額から22万6,000円を減額し、58万1,000円とするもの、4目土木費国庫補助金では既定額から8,317万3,000円を減額し、1億1,124万8,000円とするもので、各節とも実績確定及び見込みを勘案しての追加、減額、新規計上でございます。

18ページをお開きいただきまして、5目教育費国庫補助金では既定額から4万7,000円を減額し、1万8,000円とするもので、1節特別支援教育就学奨励費補助金で対象者なしによる皆減でございます。

14款道支出金、1項道負担金、2目民生費道負担金では、既定額から590万7,000円を減額し、4,063万2,000円とするもので、各節事業の実績をもとに減額、追加、新規計上を行うものでございます。

2項道補助金、1目総務費補助金では、既定額から74万6,000円を減額し、1,287万3,000円とするもの、20ページをお開きいただきまして、2目民生費補助金では既定額から530万8,000円を減額し、1,551万4,000円とするもので、各節とも事業費の見込みに伴う減額及び追加でございます。

4目農林業費補助金では、既定額に3,216万9,000円を追加し、4億1,406万2,000円とするもので、1節農業委員会補助金から22ページ、15節多面的機能支払事業補助金まで事業実績によります減額及び追加、16節畜産・酪農収益力強化整備等対策特別事業補助金では3,360万7,000円の追加、第2条でご説明いたしました繰越明許費事業の畜産・酪農収益力強化整備等対策特別事業に係る補助金として計上するものでございます。18節地域づくり総合交付金はエゾシカ緊急対策事業として新規の計上となっております。

3項道委託金、1目総務費委託金では、既定額に22万3,000円を追加し、470万7,000円とするもの、3目土木費委託金では既定額に5万5,000円を追加し、80万9,000円とするもので、各節とも額の確定に伴う追加でございます。

24ページをお開きいただきまして、4目災害貸付事業委託金では、災害援護資金貸付金の実績がないため、既定額350万円を皆減するものでございます。

15款財産収入、1項1目財産運用収入では、既定額に49万9,000円を追加し、50万円とするもので、歳出でご説明させていただいたとおり、各基金の利子分を追加計上したものでございます。

2目財産貸付収入では、既定額に132万1,000円を追加し、1,059万4,000円とするもので、1節土地貸付収入から3節施設貸付収入まで、各節とも貸付実績及び見込みをもとに追加を行うものでございます。

2項財産売払収入、1目不動産売払収入では、既定額に350万9,000円を追加し、351万1,000円とするもので、1節土地売払収入として民間賃貸住宅建設用地及び旧町道跡地売却に伴う代金を追加計上してございます。

3目生産物売払収入では、既定額に406万6,000円を追加し、406万7,000円とするもので、1節立木売払収入として栄地区町有林間伐に伴う立木販売代金を追加計上してございます。

16款1項寄附金、1目一般寄附金では、既定額に28万9,000円を追加し、29万円とするもので、寄附金の見込み額による追加計上でございます。

17款繰入金、1項基金繰入金、26ページをお開きいただきまして、1目長寿園施設改修拡張事業基金繰入金は、既定額から344万5,000円を減額し、1,998万9,000円とするもので、特別養護老人ホーム施設整備事業に係る事業費及び財源の確定に伴う減額でございます。

3目まちづくり基金繰入金は、既定額から70万円を減額し、30万円とするもので、地域づくり活動支援補助事業の実績に基づき減額するものでございます。

4目未来を担うこどもの健全育成と教育の基金繰入金は、既定額から78万9,000円を減額し、994万6,000円とするもので、中学生夏期英語研修事業負担金、実用英語技能検定補助事業負担金、日本漢字能力検定補助事業負担金の事業費確定に伴う減額でございます。

5目地方創生基金繰入金は、既定額から800万円を減額し、1億2,704万6,000円とするもので、酪農振興支援事業補助金の実績に伴う減額でございます。

6目公共施設整備等基金繰入金は、既定額から408万円を減額し、4,808万7,000円とするもので、各施設修繕費用の実績に伴う減額でございます。

7目畜産振興基金繰入金は、既定額から141万5,000円を減額し、108万5,000円とするもので、育成センターに係る用地分筆登記委託料及び用地購入費の確定に伴う減額でございます。

8目奨学金等償還支援基金繰入金は、既定額から218万5,000円を減額し、836万4,000円とするもので、奨学金等償還支援事業助成金及び貸付金の実績に伴い減額するものでございます。

18款1項1目繰越金、1節前年度繰越金は、確定額によりまして、既定額に4,957万4,000円を追加し、1億1,435万3,000円としたところでございます。

19款諸収入、2項1目預金利子は、既定額から5万円を減額し、5万円とするもので、見込みによる減額でございます。

6項1目雑入では、既定額から1,043万8,000円を減額し、4,373万9,000円とするもので、各所管の決算見込みによります種々雑多な収入の追加、減額計上でございます。

28ページをお開きいただきまして、20款1項町債、1目過疎対策事業債では、既定

額から1億2,830万円を減額し、6億7,620万円とするもの、2目辺地対策事業債では既定額から1,720万円を減額し、1,840万円とするもの、4目緊急防災・減災事業債では既定額から160万円を減額し、1,110万円とするもので、いずれも内容につきましては地方債補正でご説明をさせていただきましたので、省略をさせていただきたいと思えます。

6ページをお開きいただきたいと思えます。歳入合計、既定額に5,614万4,000円を追加し、歳入総額を45億1,523万2,000円とし、歳入歳出のバランスをとってごさいます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（村山義明君） ここで暫時休憩いたします。議場の時計で11時20分まで休憩いたします。

休憩 午前11時07分

再開 午前11時20分

○議長（村山義明君） 休憩前に戻り会議を開きます。

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

星川さん。

○7番（星川三喜男君） もろもろたくさんあるのですけれども、まず先に28ページ、要するに町債のことでちょっとお聞きしたいのですけれども、説明がただ減額だけであって、その内容が全くわからない。どういうことで減額、このようになっているのかやはり詳しく説明してもらいたいと思えます。

○議長（村山義明君） 東海林さん。

○6番（東海林繁幸君） 私も同様なのです。事前に資料をいただいていたので、説明を受ければいいのだけれども、余りにもわからないことばかり。それで、これを1つずつやるようになったら笹原参事、幾ら頑張ったって大変だと思うので、これ例えば地方債補正にしたって、過疎債、辺地債について半額になっているのがあるでしょう。それ何でなったのか、その事業が減ったのかとか、そういう説明が入っていなかったらこれ説明にならないでしょう。ただ朗読しているにすぎないのだ。だから、今星川議員が言ったように減額だって、それから追加だって一般的な予算に何百万円もの追加をするのだったら資料にきちっと載せるでしょう。これ資料でわかるのは消防費だけだ。消防費はわかる、これだけの資料を出してくれたら。あと何もわからないのだ。減額なら減額の、数万円、数十万円だったら想像の域なのだけれども、数百万円の減、数千万円の減もあるわけでしょう。しかも、補正、追加も数百万円から数千万円の追加がある。それが一切資料として出てこない。こんな予算をやっていたら、将来我々がこれは常任委員会でもう一回練り直ししなければだめだということになると思う。この説明、これからどうしてくれるのですか。星川議員の質問と同様に私も同じような質問したいと思えます。

○議長（村山義明君） 笹原総務課参事。

○総務課参事（笹原 等君） 済みません。説明が足りないというようなご指摘だと思います。金額の大きな減額、追加はもちろんですけれども、減額につきましても今後きちんと資料としてお出しできるようなことで、そういった対応をとっていきたいと思います。また、あわせまして起債の変更の部分、多くは入札減等による部分が多いところではありますけれども、中には大きく減額をしたりとかというようなものもございますので、そういったところの説明資料につきましても、起債の変更に係る資料につきましても今後お出しできるような形で整理をしていきたいというふうに思います。

○議長（村山義明君） 小林町長。

○町長（小林生吉君） 今笹原参事のほうから今後の説明の方向性についてはご説明をいたしましたけれども、今回特に大きな減額になっているところの理由と建設課のほうの道路関係諸工事、それから保健福祉課では特養の施設整備のところでも大きく減額になっている理由、それから教育委員会も、ご承知とは思いますが、ロッジの……

（何事か呼ぶ者あり）

○町長（小林生吉君） これいいですか、そしたら。ロッジ、ことし中止になった分で……

（何事か呼ぶ者あり）

○町長（小林生吉君） というところ等について説明をさせていただくとあわせて、産業課のほうからクラスター事業で今回繰越明許になっている関係の事業についての説明がされていなかったということでもありますので、その点をまず説明をさせていただくようにさせていただきますと思います。

○議長（村山義明君） 東海林さん。

○6番（東海林繁幸君） 今ここで改めて説明するというとまた相当な時間がかかるだろうから、内容的には間違いのない予算編成だったと思うので、ただこれ知らないだけで終わらせるわけにいかないから、期間中にある程度の説明できる資料を出して……

（何事か呼ぶ者あり）

○6番（東海林繁幸君） いや、まだまだある。まだたくさんある、何百万円というのが。例えばピンネシリの備品購入だってどんなものを買うの。厨房施設だなんていう、ただそれだけでしょ。そんなことで何百万円もするものをただ計上できる。やっぱり説明、きちっと資料をつくらなければならないでしょう。

それから、やろうとすればたくさんあります、まだまだ。私も、例えば41ページの障がい者等就労促進制度助成金159万2,000円追加した、この内容だっどこにどういように助成したのだということがきめ細かく説明する必要あるでしょう。わかっているでしょう、あなた方。それ我々はわからないのだ。こういう、それは何千万円という資料だけもらったってだめです、これは。もう少しきめ細かく。私チェックしただけでたくさんある。だけれども、説明してくれるのだろうと思って、事前調査しなかったのだけ

ども、これだったら事前調査もしなければならぬし、何回も質問できる常任委員会に一回付託しなかったらなかなかこういうやり方でいったのでは問題が残るといふふうに思います。

では、1つ、2つ、例えば51ページの畜産・酪農収益力強化整備等対策、これ例のものだと思うのだけれども、その辺やっぱり資料としてこういうところにかかるのだ、3,300万円です。これが追加という形になってあります。だから、こういったことも、それから細かいといえれば細かいけれども、鍾乳洞自然ふれあい公園の補修工事が172万円、何で残ったのということだって疑問になるし、そういった点、もう少しきめ細かな資料提出、私はこの期間中にでもしてもらえればと思うのだけれども、いかがですか。

○議長（村山義明君） 今指摘された箇所を含めて答弁することがあれば答弁してください。

（何事か呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 後からでいいですか。

（何事か呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 土屋建設課長。

○建設課長（土屋順一君） 額の大きいものだけ説明させていただきますと、中頓別駅向線交付金工事、橋梁長寿命化修繕事業、金庫の沢線交付金事業等は交付金額の確定から事業費を決定しておりますので、その交付金額が減額となっております。要望から減額となっておりますので、それに合わせて過疎対策事業債についても減額となっております。

○議長（村山義明君） 多田産業課参事。

○産業課参事（多田優彦君） 51ページの畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業についてですが、取り組み主体、株式会社デイリーソウル中頓別で、目標といたしましては労働負担の軽減、自給飼料の拡大、いわゆる飼養規模の拡大に伴う増頭等に対する自給飼料関連施設の整備、バンカーサイロ、間口12メートル掛ける奥行き50メートル掛ける高さ2.7メートルの1,620立米、4基の増設に当たりまして、需用費が8,030万円、補助金が今回計上いたしました3,360万7,000円の事業内容となっております。

○議長（村山義明君） 続いて、黒瀧保健福祉課参事。

○保健福祉課参事（黒瀧仁司君） 私のほうからは41ページ、障がい者等就労促進制度助成金159万円ふえている分についてでございますが、これにつきましては障がい者の方々につきましては労働基準監督署の許可を得た場合、最低賃金を下回って雇用することが可能となっております。その方のうち6名ほどがこの制度ができたことにより当初は最低賃金を下回った賃金を支払うところでしたが、この制度を活用することによって最低賃金まで賃金単価を上げて雇用することになったこと、これによりこちらのほうの助成金がふえた部分と、あと当初予定していなかった障がいのある方の雇用が確認されて、その方に対する助成がふえたこと、この2つの理由におきまして160万円ほど補正をかけさせ

ていただいております。

○議長（村山義明君） 吉田保健福祉課長。

○保健福祉課長（吉田智一君） 39ページになりますが、中段、老人福祉費の一番下になりますが、特別養護老人ホーム施設整備助成事業、3,619万円減額になっております。これの主な内容としましては、当初予定していましたが、特別養護施設の屋根の補修も当初全て予定して計上しておりましたが、昨年の雪害の影響で屋根の補修部分が一部保険の適用になったことから、保険に該当する部分を外してこの事業を行ったことにより大幅な減額になったということが大きな内容になっております。簡単ですが。

○議長（村山義明君） 小林総務課長。

○総務課長（小林嘉仁君） 1点だけちょっと補足説明させていただきたいと思います。

道路工事に係る関係、ちょっとわからないなというお話もありましたので、簡単に。まず、交付金事業につきましては道のほうからの予算があるということで、上限が定められてしまうと。町のほうでは要望していてもこの額しか出せませんよということで減額せざるを得ないという状況の中で、過疎債等についても事業についても減額されているということでございます。

○議長（村山義明君） あとありませんか。

後でまた説明資料を提供することがあれば、質問者だけでなく全員にわかるように配付してください。

星川さん。

○7番（星川三喜男君） 済みません。39ページなのですけれども、社会福祉法人の資格養成補助金、助成事業なのですけれども、これ315万円ですか、追加になったので、この助成金で何名の方がこれ資格に応募したのかお伺いします。

○議長（村山義明君） 吉田保健福祉課長。

○保健福祉課長（吉田智一君） 39ページの資格養成助成事業ですけれども、この部分におきましては該当者が6名当初想定していましたが、9名の該当者がおりました。プラス今回補正の中には、ちょっと事前に説明資料を出さなくて申しわけなかったのですけれども、職員の部分で養護の職員の関係で、今現在看護師がいない状態であります、職員として。今派遣看護師を雇用して使っておりますが、実際に職員を雇用するのと派遣看護師を雇用するのに相当数の金額の誤差がありまして、その誤差分をこの中で一緒に助成をさせていただいているという部分があります。この分につきましては、約300万円の補助がこの中……ですからこの追加部分というのはほとんどが助成看護師の、派遣看護師分の差額分をちょっと上乘せさせていただいているという状況になります。

（何事か呼ぶ者あり）

○保健福祉課長（吉田智一君） 補助ということで出していますので、社会福祉法人に対する事業補助ということで考えていますので、この部分で出させていただいているということでご理解いただければと思います。

○議長（村山義明君） 東海林さん。

○6番（東海林繁幸君） 説明の内容が今のようなことであればいい。ここまで笹原参事のほうでできないのだろうか、この説明の中で。それ一々やるといったらこういう担当者に任せなければならないけれども、説明の中で例えば今の6名が9名になりました、これによって幾らふえましたというような言い方をしてくれば問題はないということなのです。ですから、例えばですけれども、先ほど黒瀧さんの説明してくれたこと、それでいいわけです。だから、そこまで参事がやってくれるのかどうか、これからそうするのか、それでなかったらやっぱり説明資料として出していただければ資料を見てくださいで済むわけだから、それはそれでいいので、私はなるべくお互いに負担をかけないようにして、ただ理解できるようなものにしていきたいと思っております。

例えばですけれども、ではもう一つ聞きますけれども、スキー場の建物のことはやらなかったことが余ったのはこれわかるけれども、リフトが2、200万円も余った。これ何で余ったのか、そのぐらいの説明はこれは参事の段階でもできると思うのだ。これ聞きたいですけれども。

○議長（村山義明君） 工藤教育次長。

○教育次長（工藤正勝君） 入札に伴う執行が減になったと。入札減の金額がその金額であったということでございます。入札といたしますか。

○議長（村山義明君） 東海林さん。

○6番（東海林繁幸君） それは理由としてはわかるし、納得できる。ただ、予算編成のあり方としてそんなものではないでしょう。それは、何億円の事業ですから、その辺の誤差はあると思うけれども、しかし皆さん予算編成ではプロなわけですから、余りにも入札差における予算のつくり方というのは、やっぱり議会にしてみたら最低限の予算で編成して、効率的な運営をしていく。結果として入札減で余ったということはこれは理解できずし、わかりますけれども、その辺予算編成のあり方として今後やはり気をつけなければならぬことだろうと思うのですが、いかがでしょう。

○議長（村山義明君） 小林町長。

○町長（小林生吉君） 今の公共工事等に関して過大な見積もりを行ってしまっている場合というのはもちろんこれはあるべきではないというふうに思いますけれども、一定の積算根拠に基づいて道単価を使って工事費の積算を行った上で当然適正な競争によって入札減が生じるわけですから、それは下がることはむしろ喜ばしいというふうに認識すべきではないかというふうに私は思います。ただ、お話があったように予算の説明のあり方という点については、本町の場合は議案に関する事前の全員協議会とかというような形をとらずに、本会議での説明という形をとっているということで、担当としてはできるだけ説明を短くという思いはあると思いますけれども、重要な事項、金額の大きな変動の伴う事項についてはもう少し詳しい説明をするとともに、中身のわかる資料の事前配付に努めるといふふうに今後していきたいと思っておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長（村山義明君） あと質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） ないようですので、質疑なしと認め、質疑を終結し、これより討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 討論なしと認め、討論を終結し、これより議案第17号を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第17号 平成30年度中頓別町一般会計補正予算は原案のとおり可決されました。

◎議案第18号

○議長（村山義明君） 日程第8、議案第18号 平成30年度中頓別町自動車学校事業特別会計補正予算を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（小林生吉君） 議案第18号 平成30年度中頓別町自動車学校事業特別会計補正予算につきましては、小林総務課長から説明をさせていただきます。

○議長（村山義明君） 小林総務課長。

○総務課長（小林嘉仁君） 自動車教習所のほうが大変繁忙期ということもございまして、大変申しわけありませんが、私のほうから説明させていただきます。

議案第18号 平成30年度中頓別町自動車学校事業特別会計補正予算についてご説明申し上げます。

1 ページをお開き願います。平成30年度中頓別町自動車学校事業特別会計補正予算。

平成30年度中頓別町自動車学校事業特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ41万1,000円を追加し、歳入歳出の予算の総額を歳入歳出それぞれ4,205万7,000円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

平成31年3月4日提出、中頓別町長。

今回の補正は、自動車学校全体予算に関しおおむね各節において精査し、執行額が確定したことに伴い減額及び追加補正を行うものです。

事項別明細書、歳出からご説明申し上げます。10ページをお開き願います。1款総務

費、1項総務管理費、1目一般管理費では、既定額に41万1,000円を追加し、4,205万7,000円とするものです。4節共済費では社会保険料等の額の確定により36万7,000円の減額、7節賃金では受講生送迎を行う臨時職員の増員を検討しましたが、確保できなかったことにより20万円の減額、9節旅費、10節交際費では執行額の確定による減額、11節需用費では113万4,000円の追加となりますが、主な要因はガソリン、軽油代が高どまりになっている中、枝幸高校からの受講生が増加したことに伴い、教習車両や送迎車両等の燃料費が不足することから、57万8,000円の増、消耗費では送迎用マイクロバスの冬タイヤの消耗度が著しく消耗しているため、入れかえのため18万8,000円の追加、印刷製本費では入校生の増加により教科書や問題集等の追加購入により13万3,000円の増、光熱水費では電気料が予想を下回るものから14万円の減額、施設修繕費ではコース内照明と整備工事等の見積もり減により7万8,000円の減額、車両修繕費では送迎用マイクロバスの修理費や除雪ロータリー車の修繕費の増により45万3,000円の追加となり、需用費全体では113万4,000円の追加となったところであります。12節役務費から27節公課費までは、執行額の確定によりそれぞれ減額、追加するものです。

6ページ、歳出合計、既定額に41万1,000円を追加し、4,205万7,000円とするものです。

続いて、歳入についてご説明申し上げます。8ページをお開き願います。1款使用料及び手数料、1項1目自動車学校使用料では、既定額に252万3,000円を追加し、2,878万2,000円とするもので、大特入校生が当初25名としておりましたが、19名増の44名と大幅に増加したことなど入校生の増加が大きな要因となったものです。

2款繰越金、1項1目繰越金では、前年度繰越額の額の確定により既定額に10万3,000円を追加計上するものです。

3款諸収入、1項1目雑入では、雇用保険個人負担料のほか、各項目ごとに精査し、減額、追加となり、総体で3万円の増額となりました。特に公安委員会が指定する高齢運転者講習は、当初見込みで426名としていましたが、353名と減少したことにより29万9,000円の減、学校が独自に行う公安委員会の講習と同等の認定講習受講者が当初6名を想定していましたが、48名と大幅にふえたため21万4,000円の追加となったものでございます。

4款繰入金、1項1目繰入金では、既定額から224万5,000円を減額し、1,050万3,000円とするもので、一般会計からの繰り越し分でございます。

4ページ、歳入合計、既定額に41万1,000円を追加し、4,205万7,000円とし、歳入歳出のバランスをとっております。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（村山義明君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、これより討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 討論なしと認め、討論を終結し、これより議案第18号を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第18号 平成30年度中頓別町自動車学校事業特別会計補正予算は原案のとおり可決されました。

◎議案第19号

○議長（村山義明君） 日程第9、議案第19号 平成30年度中頓別町国民健康保険事業特別会計補正予算を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（小林生吉君） 議案第19号 平成30年度中頓別町国民健康保険事業特別会計補正予算につきまして、吉田保健福祉課長から説明をさせていただきます。

○議長（村山義明君） 吉田保健福祉課長。

○保健福祉課長（吉田智一君） それでは、議案第19号 平成30年度中頓別町国民健康保険事業特別会計補正予算についてご説明いたします。

1ページをお開きください。平成30年度中頓別町国民健康保険事業特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の補正、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ6,985万4,000円を減額し、歳入歳出の予算の総額を歳入歳出それぞれ2億2,073万8,000円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

平成31年3月4日、中頓別町長。

初めに、事項別明細、歳出からご説明いたします。12ページをお開きください。1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費では、既定額から51万7,000円を減額し、712万8,000円とするもので、内容につきましては9節旅費では制度改正の初年度であったことから、主に札幌市への研修会、事務連絡会議等を想定していましたが、想定した回数の減、または会場が旭川市、稚内市となったことから、減額するものであります。11節需用費では、事務事業の実績見込みにより減額するものであります。

2款保険給付費では、既定額から7,107万1,000円を減額し、1億3,729万5,000円とするもので、1項保険給付費、1目療養費につきましては既定額から6,

134万1,000円を減額し、1億1,065万9,000円とするもので、内容につきましては医療費の減少見込みにより減額をするものであります。

2目高額療養費につきましても既定額から919万円を減額し、2,611万円とするもので、内容につきましては1項療養費と同様に医療費の減少見込みにより減額をするものであります。

4目出産育児諸費では、既定額から42万円を減額し、42万1,000円とするもので、当初2名分を計上しておりましたが、該当者1名となったことから、減額するものであります。

5目葬祭費につきましても既定額から12万円を減額し、9万円とするもので、当初7名の計上をしておりましたが、実績見込みに伴い減額するものであります。

3款国民健康保険事業費納付金につきましては、既定額に274万4,000円を追加し、5,759万1,000円とし、14ページに移りますが、1目医療給付費分から3目、介護納付分までそれぞれ支払い見込み額により増額するものであります。

6款保健事業費では、既定額から101万円を減額し、262万1,000円とするもので、1項1目、特定健康診査等事業費につきましては特定健康診査等事業負担金として実績見込みにより81万円を減額するものであります。

2項保健事業費、1目保健事業推進費では、事業の精査により20万円を減額するものであります。

6ページをごらんください。歳出合計、既定額から6,985万4,000円を減額し、2億2,073万8,000円とするものであります。

続きまして、歳入についてご説明いたします。8ページをお開きください。1款国民健康保険税では、既定額に438万8,000円を追加し、4,454万円とするもので、1節医療給付費現年度課税分から6節介護納付金滞納繰越分につきましては決算見込み額により計上するものであります。

3款道支出金、1項道負担金、1目保険給付費等交付金につきましては、既定額から9,241万3,000円を減額し、1億3,349万円とするもので、1目保険給付費等交付金、1節保険給付費等交付金（普通交付金）では歳出での保険給付費分の見込みにより減額するものであります。2節保険給付費等交付金（特別交付金）につきましても歳出での旅費等に係る減額に対する調整交付金対象分に係る道の交付額の減額分を見込んだものであります。

4款繰入金では、既定額から76万円を減額し、1,394万7,000円とするもので、10ページになりますが、内容につきましては1節保険基盤安定繰入金（保険税軽減分）及び2節保険基盤安定繰入金（保険者支援分）と町のルール分として額が確定したため、それぞれを減額するもので、3節出産育児一時金等繰入金につきましても2名分を1名分としたことによる減額であります。

5款繰越金、1項繰越金、1目その他繰越金につきましては、既定額に1,890万3,

000円を追加し、2,872万2,000円とするもので、前年度繰越金として追加計上するものであります。

6款諸収入、1項受託事業収入、1目特定健康診査等受託料では、既定額に2万8,000円を追加し、2万9,000円とするもので、実績により追加するものであります。

4ページをごらんください。歳入合計、既定額から6,985万4,000円を減額し、2億2,073万8,000円とし、歳入歳出のバランスをとっております。

以上、簡単ですが、説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（村山義明君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、これより討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 討論なしと認め、討論を終結し、これより議案第19号を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第19号 平成30年度中頓別町国民健康保険事業特別会計補正予算は原案のとおり可決されました。

ここで昼食のため議場の時計で1時まで休憩いたします。

休憩 午前11時58分

再開 午後 1時00分

○議長（村山義明君） 休憩前に戻り会議を開きます。

◎議案第20号

○議長（村山義明君） 日程第10、議案第20号 平成30年度中頓別町国民健康保険病院事業会計補正予算を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（小林生吉君） 議案第20号 平成30年度中頓別町国民健康保険病院事業会計補正予算につきまして、長尾事務長から説明をさせていただきます。

○議長（村山義明君） 長尾国保病院事務長。

○国保病院事務長（長尾 享君） それでは、議案第20号 平成30年度中頓別町国民健康保険病院事業会計補正予算についてご説明いたします。

1 ページをお開きください。まず初めに、正誤表を提出させていただいておりますことをおわび申し上げます。全体金額に修正はございませんが、ご確認をよろしくお願いいたします。

総則、第1条、平成30年度中頓別町国民健康保険病院事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。

収益的収入及び支出、第2条、平成30年度中頓別町国民健康保険病院事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。病院事業収益につきましては既決予定額より1,412万4,000円を減額し、5億3,348万円とするもので、病院事業費用では既決予定額より1,412万4,000円を減額し、5億3,348万円とするところであります。

資本的収入及び支出、第3条、予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。資本的収入については、補助金、負担金交付金、企業債を減額し、既決予定額より408万3,000円を減額し、1,290万4,000円とするものです。資本的支出につきましては、既決予定額より741万7,000円を減額し、2,437万8,000円とするものです。なお、資本的収入が資本的支出額に対して不足する額1,147万4,000円は、当年度分損益勘定留保資金で補填するものであります。

2 ページをお開きください。企業債、第4条、企業債として起こすことができる企業債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は次のとおり変更する。起債の目的には変更はなく、病院事業の医療機械購入事業で起債の確定による限度額の変更であり、限度額510万円を320万円に変更するものです。なお、起債の方法、利率、償還の方法については変更ございません。

他会計からの補助金、第5条、予算第7条に定めた一般会計から受ける補助金の予定額を次のとおり補正する。一般会計補助金につきましては、既決予定額に9,731万9,000円を追加し、3億2,573万2,000円とするものです。

棚卸資産購入限度額、第6条、予算第9条に定めた棚卸資産限度額を次のとおり補正する。棚卸資産購入限度額を既決予定額より324万8,000円を減額して、5,314万2,000円とするものです。

平成31年3月4日提出、中頓別町長。

それでは、収益的収支の支出をご説明いたします。12ページをお開きください。また、別に配付しております補足説明資料の2ページをお開き願います。1款病院事業費用、1項医業費用、1目給与費は既決予定額より1,394万3,000円を減額し、3億7,862万4,000円とするものです。給料で212万6,000円、手当で416万9,000円、法定福利費で599万5,000円、退職給付費で648万4,000円、賞与引当金繰入額で136万5,000円、法定福利費引当金繰入額31万円の減額は実績見込みに基づく予算の精査であります。賃金650万6,000円の追加は、院長の休暇での不在時の診療支援と水曜日午後から金曜日夕方まで診療支援をいただいている出張医

師の3月分を追加計上するものであります。水曜日から金曜日が3月分で、院長の休暇はそれ以外の分ということでご理解ください。給与費につきましては、5ページから9ページまでに掲載しておりますので、ご参照願います。

2目材料費では、既決予定額より499万6,000円を減額し、4,906万6,000円とするもので、薬品費で265万6,000円、診療材料費で234万円、それぞれ診療に伴う執行状況及び患者数を勘案しての減額であります。

3目経費では、既決予定額より6万9,000円を減額し、5,683万6,000円とするもので、そのほとんどが実績及び見込みに係る予算の精査、不用額の減額でありますので、追加項目のみ説明いたします。消耗品は、消耗品の見込み増から39万円の追加、燃料費は特浴設備導入に伴うA重油使用量の増及び出張診療医師の送迎及び医師招聘対策等に係るガソリンの使用数増により194万8,000円の追加、通信運搬費、郵便料は郵便物発送数の増及びリース満了に伴う機器の返却送料としまして7万円の追加、委託料、日直医師紹介料としまして、院長不在時のスポットでの診療応援医師の招聘に係る紹介料20万円を追加するものであります。

4目減価償却費では、既決予定額に595万1,000円を追加し、3,593万円とするもので、建物及び機械備品ともに当初予算策定時に未計上であった前年度公有の機器及び施設の減価償却費が確定したことに伴い追加するものであります。

5目資産減耗費につきましては、既決予定額に45万4,000円を追加して、60万4,000円とするもので、期限切れの薬品の減耗及び老朽化に伴い更新した不用機器等の処分に伴う減耗費であります。

2項介護保険事業費用、1目給与費では既決予定額より66万8,000円を減額し、717万5,000円とするもので、見込み額により給与及び賃金で追加、減額するものであります。

3目経費では、既決予定額より14万2,000円を減額し、53万1,000円とし、旅費、通信運搬費、14ページ、賃借料の不用額をそれぞれ減額するものであります。

3項医業外費用、1目支払利息及び企業債取扱諸費は、既決予定額に1,000円を追加し、56万8,000円とするもので、企業債利息の再計算により追加するものであります。

2目患者外給食材料費は、既決予定額に15万円を追加し、115万円とするもので、出張医師及び職員の給食利用増によるものであります。

4項特別損失、1目固定資産除去損は、既決予定額より86万2,000円を減額し、63万8,000円とするもので、固定資産除去費用の入札減を不用額として減額するものです。

続きまして、収益的収支の収入をご説明いたします。10ページをお開きください。また、補足説明資料の1ページをごらん願います。1款病院事業収益、1項医業収益、1目入院収益では、既決予定額より3,906万8,000円を減額し、9,123万7,0

00円とするもので、入院数の減少に伴い減額するものであります。

2目外来収益では、既決予定額より6,937万7,000円を減額し、7,774万3,000円とするもので、外来患者数の減少、特に院長不在時の減少を考慮しての減額であります。

3目その他医業収益では、既決予定額に238万5,000円を追加し、2,298万5,000円とするもので、健診等の増加による医業相談収益の増及び長期入院患者の減少による一部自己負担の減少によりその他医業収益の減となっております。

4目他会計負担金は、既決予定額より12万4,000円を減額し、3,237万4,000円とするもので、救急医療費の額確定に伴う減額であります。

2項介護保険事業収益、2目通所リハビリ収益は、既決予定額より496万1,000円を減額し、189万6,000円とするもので、利用者数及び介護保険収益、自己負担額とも開始時期が7月となったことにより、また初年度ということもあり、見込み額が減少することとなりました。

3目他会計負担金は、新たに150万円を計上するもので、北海道単独補助であります在宅医療提供体制強化事業補助金が今年度も町会計を経由して150万円が交付されることになり、計上したものであります。

3項医業外収益、1目受取利息配当金は、既決予定額より3万8,000円減額し、1万2,000円とするもので、預金利息の実績見込みにより減額。

2目他会計補助金は、既決予定額に7,000円を追加し、395万3,000円とするもので、基礎年金拠出金額の確定に伴う追加。

3目他会計負担金は、既決予定額に9,785万7,000円を追加し、2億7,921万円とするもので、運営費補助金の追加。

4目患者外給食収益は、既決予定額に50万4,000円を追加し、85万5,000円とするもので、給食利用者の増による患者外給食代の追加。

5目長期前受金戻入は、既決予定額より277万6,000円を減額し、1,373万7,000円とするもので、長期前受け金の戻入額確定に伴う減額。

6目その他医業外収益は、既決予定額に1万2,000円を追加し、135万8,000円とするもので、テレビ使用料の追加及びその他入院分の減額であります。

7目国庫補助金は、既決予定額より4万5,000円を減額し、490万6,000円とするもので、医師招聘費用や日当直の診療応援医師に係る補助金、国民健康保険特別調整交付金の額確定に伴う減額であります。

病院事業収益総額では1,412万4,000円を減額して、5億3,348万円とし、収入、支出のバランスをとっております。

続きまして、資本的収支の支出をご説明いたします。16ページをお開き願います。補足説明資料では5ページになります。1款資本的支出、2項建設改良費、1目固定資産購入費では、既決予定額より743万3,000円を減額し、1,985万7,000円と

するもので、機械備品購入費にて医療機器の入札減及び一部購入を取りやめによる不用額の減額及び木製椅子6脚の購入費用の新規計上、施設にて職員等の住宅の設計委託費、設計支援委託費の入札減による不用額の減額であります。新規購入の木製椅子につきましては、補足説明資料6ページをごらんください。木製椅子は、通所リハビリテーションの利用者の活動及び待機で利用する介護専用の椅子でありまして、利用者数が増加している状況を勘案し、定着化を図るために購入するものであります。

2項リース資産購入費は、既決予定額に1万6,000円を追加し、191万5,000円とするもので、薬剤分包機リース額に不足が生じたための追加計上であります。

次に、資本的収支の収入をご説明いたします。15ページをごらんください。1款資本的収入、1項補助金、1目国庫補助金では、既決予定額より26万2,000円を減額し、100万9,000円とするもので、医療機械購入に係る補助金、直営診療施設整備補助金の額確定に伴う減額であります。

2項負担金交付金、1目一般会計負担金では、既決予定額より192万1,000円を減額し、869万5,000円とするもので、単独備品の対象機器の購入額確定及び過疎債借入額の確定に伴い負担金を減額するものであります。

3項企業債につきましては、既決予定額より190万円を減額し、320万円とするもので、医療機器の購入額確定に伴い、病院事業債を減額するものです。

資本的収入が資本的支出額に対して不足する額であります1,147万4,000円は、当年度分損益勘定留保資金で補填するものです。

予定貸借対照表は3ページ、またキャッシュフロー計算書は4ページに添付いたしましたので、ご参照願います。

以上、簡単であります。説明とさせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（村山義明君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

東海林さん。

○6番（東海林繁幸君） 単純な質問なのですが、13ページにあります日当直医師等の紹介料の追加、これはわかるのですが、基礎的な紹介料というのはどんな形になっているのですか。

○議長（村山義明君） 長尾国保病院事務長。

○国保病院事務長（長尾 享君） これは、日当直及び診療の支援をスポットで行うときに民間の会社等をお願いをしまして、いつからいつという形で、そこに純粹に1時間幾らという診療及び日当直の金額をはじいて、先生に払う金額が決まります。それに応じて紹介会社で20%から、会社によって違いますが、大体25%の間で、うちは20%のところをお願いしているのですが、そこでかかった分20%、いわゆる紹介手数料という形で委託料としてその民間会社から請求をうちにいただいていると。その額を支出するという形になっております。

○議長（村山義明君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） ないようですので、質疑なしと認め、質疑を終結し、これより討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 討論なしと認め、討論を終結し、これより議案第20号を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第20号 平成30年度中頓別町国民健康保険病院事業会計補正予算は原案のとおり可決されました。

◎議案第21号

○議長（村山義明君） 日程第11、議案第21号 平成30年度中頓別町水道事業特別会計補正予算を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（小林生吉君） 議案第21号 平成30年度中頓別町水道事業特別会計補正予算につきまして、土屋建設課長から説明をさせていただきます。

○議長（村山義明君） 土屋建設課長。

○建設課長（土屋順一君） 議案第21号 平成30年度中頓別町水道事業特別会計補正予算についてご説明いたします。

1 ページをお開きください。平成30年度中頓別町水道事業特別会計補正予算。

平成30年度中頓別町の水道事業特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ475万円を減額し、歳入歳出の予算の総額を歳入歳出それぞれ9,447万3,000円とする。

2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

平成31年3月4日提出、中頓別町長。

事項別明細書、歳出からご説明いたします。10ページをお開きください。1款水道費、1項総務費、1目一般管理費につきまして、既定額から475万円を減額し、5,365万3,000円とするもので、2節給料について70万円、3節職員手当等で33万円、4節共済費で20万円を職員の異動に伴い減額するものです。11節需用費で燃料費について13万円を執行減による不用額について減額、13節委託料については漏水管路調査

委託料50万円を執行がなかったことにより不用額について減額、中頓別水道施設更新計画策定業務委託料で14万円、簡易水道事業会計経営戦略策定業務委託料76万円について執行残による不用額について減額するものです。15節工事請負費について町道水道管移設工事100万円を減額するもので、町道の道路改良工事に伴い支障となる水道管の移設工事について100万円を計上しておりましたが、水道管の移設を要さなかったため減額、一般国道水道管移設工事については執行残による不用額について7万円を減額、水道管布設がえ工事については道道の道路改良工事の実施がなかったことにより92万円を減額するものです。

6ページ下段、歳出合計、既定額9,922万3,000円から475万円を減額し、9,447万3,000円とするものです。

続きまして、歳入についてご説明いたします。8ページをお開きください。2款繰入金、1項繰入金、1目一般会計繰入金につきましては、歳出の一般管理費にかかる減額分、合わせて475万円を一般会計繰入金から減額するものでございます。

4ページ下段、歳入合計、既定額9,922万3,000円から475万円を減額し、9,447万3,000円とするものでございます。

以上、簡単ではございますが、説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（村山義明君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、これより討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 討論なしと認め、討論を終結し、これより議案第21号を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第21号 平成30年度中頓別町水道事業特別会計補正予算は原案のとおり可決されました。

◎議案第22号

○議長（村山義明君） 日程第12、議案第22号 平成30年度中頓別町下水道事業特別会計補正予算を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（小林生吉君） 議案第22号 平成30年度中頓別町下水道事業特別会計補正予算につきまして、土屋建設課長から説明をさせていただきます。

○議長（村山義明君） 土屋建設課長。

○建設課長（土屋順一君） 議案第22号 平成30年度中頓別町下水道事業特別会計補正予算についてご説明いたします。

1 ページをお開きください。平成30年度中頓別町下水道事業特別会計補正予算。

平成30年度中頓別町の下水道事業特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条第1項 既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ118万円を減額し、歳入歳出の予算の総額を歳入歳出それぞれ9,470万1,000円とする。

2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 既定の地方債の変更は、「第2表地方債補正」による。

平成31年3月4日提出、中頓別町長。

地方債の補正からご説明いたします。4ページをお開きください。第2表、地方債補正は、下水道事業債の限度額の変更でございます。起債の目的、下水道事業債の限度額を変更前520万円から変更後310万円とするもので、起債の方法、利率、償還の方法に変更はございません。

続きまして、事項別明細書、歳出についてご説明いたします。12ページをお開きください。1款下水道費、1項総務管理費、1目一般管理費につきまして、既定額から118万円を減額し、4,371万円とするもので、11節需用費で修繕費について50万円を執行が少なかったことによる不用額について減額、13節委託料については下水道管理センター設備更新施設設計業務委託料の68万円を入札の執行残について減額するものです。

8ページ下段、歳出合計、既定額9,588万1,000円から118万円を減額し、9,470万1,000円とするものです。

続きまして、歳入についてご説明いたします。10ページをお開きください。2款国庫支出金、1項国庫支出金、1目下水道事業費国庫支出金につきましては、公共下水道事業費補助金の交付額の追加から345万6,000円を追加するものでございます。

3款繰入金、1項繰入金、1目一般会計繰入金につきましては、公共下水道事業費補助金の増額と歳出の需用費及び委託料の減額に伴い、一般会計繰入金から253万6,000円を減額し、5,774万5,000円とするものでございます。

5款町債、1項町債、1目下水道事業債につきましても公共下水道事業費補助金の増額から210万円を減額し、310万円とするものでございます。

6ページ下段、歳入合計、既定額9,588万1,000円から118万円を減額し、9,470万1,000円とするものでございます。

簡単ですが、以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（村山義明君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、これより討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 討論なしと認め、討論を終結し、これより議案第22号を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第22号 平成30年度中頓別町下水道事業特別会計補正予算は原案のとおり可決されました。

◎議案第23号

○議長（村山義明君） 日程第13、議案第23号 平成30年度中頓別町介護保険事業特別会計補正予算を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（小林生吉君） 議案第23号 平成30年度中頓別町介護保険事業特別会計補正予算につきまして、吉田保健福祉課長から説明をさせていただきます。

○議長（村山義明君） 吉田保健福祉課長。

○保健福祉課長（吉田智一君） それでは、議案第23号 平成30年度中頓別町介護保険事業特別会計補正予算についてご説明いたします。

1ページをお開きください。平成30年度中頓別町の介護保険事業特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ956万円を追加し、歳入歳出の予算の総額を歳入歳出それぞれ2億4,313万円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

平成31年3月4日提出、中頓別町長。

初めに、事項別明細書、歳出からご説明いたします。10ページをお開きください。2款保険給付費、1項介護サービス等諸費、1目居宅介護サービス給付費では、既定額に200万円を追加し、1,817万8,000円とするもので、19節負担金補助及び交付金で居宅介護サービス給付事業におきまして訪問看護、短期入所生活介護、福祉用具貸付け、通所介護、訪問介護につきまして、それぞれ実績の見込みに基づき追加いたしました。

3目施設介護サービス給付費では、既定額に1,040万円を追加し、1億4,748万円とするもので、施設介護サービス給付事業で介護老人福祉施設につきまして実績見込みにより追加するものであります。

6目居宅介護サービス計画給付費では、既定額から140万円を減額し、730万4,000円とするもので、19節負担金補助及び交付金で居宅介護サービス計画給付事業につきまして実績の見込みにより減額するものであります。

3款地域支援事業費、1項介護予防・生活支援サービス事業費、1目介護予防・生活支援サービス事業費では、既定額から144万円を減額し、321万4,000円とするもので、19節負担金補助及び交付金で介護予防・生活支援サービス事業で通所介護及び訪問介護において実績の見込みにより減額するものであります。

6ページをお開きください。歳出、既定額2億3,357万円に956万円を追加補正し、2億4,313万円といたしました。

続きまして、歳入をご説明いたします。8ページをお開きください。2款支払基金交付金、1項支払基金交付金、1目介護給付費交付金では、既定額に73万1,000円を追加し、5,844万8,000円とするもので、1節現年度分の標準給付費の収入見込みにより追加するものであります。

3款国庫支出金、1項国庫負担金、1目介護給付費負担金では、既定額に32万8,000円を追加し、3,466万4,000円とするもので、1節現年度分の標準給付費の収入見込みにより追加するものであります。

4款道支出金、1項道負担金、1目介護給付費負担金では、既定額に155万4,000円を追加し、3,415万2,000円とし、1節現年度分の標準給付費の収入見込み額により追加するものであります。

5款財産収入、1項財産運用収入、1目利子及び配当金では、既定額に1,000円を追加し、2,000円とするもので、1節利子及び配当金の介護給付費準備基金利子の追加によるものであります。

6款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金では、既定額に151万2,000円を追加し、3,624万5,000円とするもので、1節介護給付費繰入金では標準給付費の収入見込みにより追加するもので、一般会計からのルール分について追加するものであります。

同じく6款繰入金、2項基金繰入金、1目介護給付費準備基金繰入金では、既定額に39万円を追加し、409万円とするもので、1節介護給付費準備基金繰入金として追加するものであります。

7款繰越金、1項1目繰越金では、既定額に504万4,000円を追加し、938万2,000円とするもので、1節前年度繰越金として追加するものであります。

4ページをお開きください。歳入、既定額2億3,357万円に956万円を追加補正し、2億4,313万円とし、歳入歳出のバランスをとっているところであります。

以上、簡単ではありますが、説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（村山義明君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、これより討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 討論なしと認め、討論を終結し、これより議案第23号を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第23号 平成30年度中頓別町介護保険事業特別会計補正予算は原案のとおり可決されました。

◎議案第24号

○議長（村山義明君） 日程第14、議案第24号 平成30年度中頓別町後期高齢者医療事業特別会計補正予算を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（小林生吉君） 議案第24号 平成30年度中頓別町後期高齢者医療事業特別会計補正予算につきまして、吉田保健福祉課長から説明をさせていただきます。

○議長（村山義明君） 吉田保健福祉課長。

○保健福祉課長（吉田智一君） それでは、議案第24号 平成30年度中頓別町後期高齢者医療事業特別会計補正予算についてご説明いたします。

1ページをお開きください。平成30年度中頓別町後期高齢者医療事業特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の補正、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ180万円を減額し、歳入歳出の予算の総額を歳入歳出それぞれ2,973万2,000円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算の補正」による。

平成31年3月4日、中頓別町長。

初めに、事項別明細書、歳出からご説明いたします。10ページをお開きください。2款後期高齢者医療広域連合納付金、1項1目後期高齢者医療広域連合納付金では、既定額から183万6,000円を減額し、2,711万6,000円とするもので、内容につきましては広域連合事務費負担金で保険料収入の額の確定により減額するものであります。

3 款諸支出金、1 項償還金及び還付加算金、1 目保険料還付金では、既定額に3万6,000円を追加し、16万4,000円とするもので、保険料の還付につきましては後期高齢者医療制度発足以来からの広域連合電算処理システムの設計誤りがあり、保険料の均等割部分の軽減判定が誤って行われ、本来納付すべき金額と異なる保険料が賦課されていたことが判明しました。当町におきましては、1 名の方に影響があり、過誤納付金として還付加算金を含め広域連合からの額の確定に伴い追加するものであります。

6 ページをごらんください。歳出合計、既定額から180万円を減額し、2,973万2,000円とするものであります。

続きまして、歳入についてご説明いたします。8 ページをお開きください。1 款後期高齢者医療保険料、1 項1 目後期高齢者医療保険料では、既定額から75万円を減額し、1,465万4,000円とするもので、1 節現年度分特別徴収保険料、2 節現年度分普通徴収保険料につきましては収入見込みにより減額するものであります。

3 款繰入金、1 項一般会計繰入金、1 目事務費繰入金につきましては、既定額から20万3,000円を減額し、387万3,000円とするもので、歳出、2 款後期高齢者医療広域連合納付金での広域連合事務費負担金が減額となったことから、事務費繰入金につきまして減額するものであります。

2 目保険基盤安定繰入金につきましても既定額から88万3,000円を減額し、1,029万7,000円とするもので、歳出、2 款後期高齢者医療広域連合納付金での保険基盤安定負担金での減額分に合わせ、保険基盤安定繰入金につきましても減額するものであります。

5 款諸収入、2 項償還金及び還付加算金につきましては、既定額に3万6,000円を追加し、16万5,000円とするもので、1 目保険料還付金及び2 目還付加算金につきましては、歳出、3 款諸支出金の保険料還付金でもご説明しましたが、過誤納付金の額の確定により広域連合から繰り入れられるものであります。

4 ページをごらんください。歳入合計、既定額から180万円を減額し、2,973万2,000円とし、歳入歳出のバランスをとっております。

以上、簡単ですが、説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（村山義明君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、これより討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 討論なしと認め、討論を終結し、これより議案第24号を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第24号 平成30年度中頓別町後期高齢者医療事業特別会計補正予算は原案のとおり可決されました。

◎議案第7号

○議長（村山義明君） 日程第15、議案第7号 中頓別町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の制定の件を議題とします。

本件について簡略に提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（小林生吉君） 議案第7号 中頓別町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の制定について、吉田保健福祉課長から説明をさせていただきます。

○議長（村山義明君） 吉田保健福祉課長。

○保健福祉課長（吉田智一君） それでは、中頓別町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の制定についてご説明いたします。

1 ページをお開きください。議案第7号、中頓別町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の制定について。

中頓別町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例を別紙のとおり制定する。

平成31年3月4日提出、中頓別町長。

13 ページをお開きください。制定の要旨です。地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号）において介護保険法（平成9年法律第123号）が改正、施行されたことに伴い、これまで北海道条例で定められている指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準について町の条例で定めることとなったことから、必要な条例を制定するものであります。

以上、簡単ではありますが、説明とさせていただきます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（村山義明君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

お諮りします。ただいま議題となりました議案第7号は、議会運営委員会報告のとおり、いきいきふるさと常任委員会に付託して審査したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第7号は、いきいきふるさと常任委員会に付託して審査することに決定い

たしました。

常任委員会審査のため、ここで暫時休憩いたします。

休憩 午後 1時43分

再開 午後 2時17分

○議長（村山義明君） 休憩前に戻り会議を開きます。

◎日程の追加

○議長（村山義明君） お諮りします。

ただいま第7号についていきいきふるさと常任委員会委員長報告が提出されました。

これを日程に追加し、追加日程第1として議題にしたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第7号のいきいきふるさと常任委員会委員長報告を日程に追加し、追加日程第1として議題とすることに決定しました。

◎議案第7号

○議長（村山義明君） 追加日程第1、議案第7号 中頓別町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の制定の件について、いきいきふるさと常任委員会委員長報告を議題とします。

本件について、いきいきふるさと常任委員会委員長の報告を求めます。

東海林さん。

○いきいきふるさと常任委員長（東海林繁幸君） 審査報告書の朗読をもって報告にかえさせていただきます。

平成31年3月4日、中頓別町議会議長、村山義明様。

いきいきふるさと常任委員会委員長、東海林繁幸。

いきいきふるさと常任委員会審査報告書。

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

事件の番号、議案第7号、議案名、中頓別町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の制定について、審査の結果、原案可決。

以上でございます。

○議長（村山義明君） 報告が終わりましたので、質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 質疑なしと認め、質疑を終了します。

これより議案第7号 中頓別町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の制定の件について討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 討論なしと認めます。

これより議案第7号を採決します。

本件に対する委員長の報告は可決です。

議案第7号は委員長報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第7号 中頓別町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の制定の件は委員長報告のとおり可決されました。

◎議案第8号

○議長（村山義明君） 日程第16、議案第8号 中頓別町企業立地促進条例の一部を改正する条例の制定の件を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（小林生吉君） 議案第8号 中頓別町企業立地促進条例の一部を改正する条例の制定について、笹原総務課参事から説明をさせていただきます。

○議長（村山義明君） 笹原総務課参事。

○総務課参事（笹原 等君） それでは、議案の14ページをお開きいただきたいと思います。議案第8号 中頓別町企業立地促進条例の一部を改正する条例の制定について。

中頓別町企業立地促進条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成31年3月4日提出、中頓別町長。

17ページをお開き願います。改正の要旨でございますが、本条例は町内に工場等を新設または増設をする際、投資額が一定の額を超える場合に工場等の設置費ですとか用地取得費、雇用者数などに対しまして補助金を交付しているものでございますけれども、補助金額が最大で1億円と高額でありますことから、同一の指定事業者が申請できるのは1回限りと制限を設けるため改正を行うものでございます。

改正の概要であります。16ページの新旧対照表をごらんください。第10条、補助金の交付の第3項、「第9条」を「前条」に改め、第4項に第6条で規定する工場等設置費補助金、第7条で規定する工場等建設用地取得費補助金、第8条で規定する環境緑化整備事業費補助金、第9条で規定する雇用奨励補助金については指定事業者1回限りの交付とすることとしてございます。

それでは、15ページの改め文を読み上げまして、ご提案させていただきます。

中頓別町企業立地促進条例の一部を改正する条例。

中頓別町企業立地促進条例（平成2年条例第19号）の一部を次のように改正する。

第10条の見出し中「方法」を削り、同条第3項中「第9条」を「前条」に改め、同条に次の1項を加える。

第4項 第6条、第7条、第8条及び前条の規定による補助金の交付は、指定事業者1回限りとする。

附則、この条例は、公布の日から施行する。

以上でございます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（村山義明君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

星川さん。

○7番（星川三喜男君） ちょっと今東海林議員とも話したのですけれども、要するに町のために企業を立ち上げるのであれば、同一事業者が違う名目の企業を立ち上げるなら私はいいような気もしないでもないのでしょうかけれども、どうなのでしょう。

○議長（村山義明君） 小林町長。

○町長（小林生吉君） ちょっと私のほうから補足を含めて説明をさせていただきたいと思えます。

今町はこの企業立地の促進条例のほかに商工業の振興補助条例と、それから農業の振興条例ということで、この両条例は4年前に制定をいたしまして、一定の期間の中で見直しをするという規定がございます。それで、新年度になった際にこの企業立地の促進条例の現制度を含め、商工業振興条例や農業の支援条例、こういったものを全体で見直しをしていきたいなというふうに考えているところです。いくべきというふうに考えているところです。それで、今回のは1億円という高額な支援の部分については町の財政を考えても複数回というのはなかなか厳しいところがあるので、一旦制限をさせていただくと。そのかわり今上限が1,000万円という、1億円か1,000万円かみたいになっているので、その中間なども含めてどういう支援のあり方がいいのかということをとータルで検討していく必要があるかなということを思っています。そういう面でこの条例がそのまま新年度においてまた継続的にということになると厳しいところから、今回はこの制限の条例だけを諮るという形をとらせていただいておりますので、そういったところでご理解を賜ればと思います。

○議長（村山義明君） 東海林さん。

○6番（東海林繁幸君） 私も星川議員がおっしゃったような指定事業者であっても別な業種に参入すると、新たな事業所をつくるというような形であれば、それが相当有効であるというふうに認められる場合だったら別にいいのではないかなと。そこで新しい職場が生まれたり、社員が誕生するというのであればいいような気もしますし、それはまた町長の考え方は考え方として今ここで制限したわけだけれども、では同一人物だけれども、法人が別で、新しい別な法人をつくってやる場合はこれはオーケーになるのですか。

○議長（村山義明君） 小林町長。

○町長（小林生吉君） 全く別な事業体とみなせるかどうかなのかなというふうに思います。親会社、子会社みたいな関係であればやっぱり制限の対象になるのかなと、すべきなのかなというふうには思います。

○議長（村山義明君） 宮崎さん。

○4番（宮崎泰宗君） 関連してなのですけれども、町長にお答えいただいたように制度を精査する中で今回は1回限りにこの条例だけ改正をするということ、これ単純に現行でいくと複数回使えることになるということに気づいたから、そうされたのか、それとも1億円ほぼほぼ使われている企業もあるかと思うので、さらに申請があったから、ちょっとそれは難しいかなというふうになったのか、その点何か、今お二人からもお話がありましたけれども、需要があるのではないかなというようなお話もありますので、その点だけ伺いたいと思います。

○議長（村山義明君） 小林町長。

○町長（小林生吉君） 企業誘致した会社の将来構想として、新しい事業展開ということもお考えになっているというところは伺っています。これは不確かな、まだまだ模索しているというところなので、そのように理解をしていただきたいと思いますけれども、その際に現条例はどういうふうに定まっているかというところを確認したら明確ではなかったということです。そこで、それを明確にする意味で今回制定しておくことが必要かなというふうな考え方に立ったということです。

○議長（村山義明君） ほかに質疑ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、これより討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 討論なしと認め、討論を終結し、これより議案第8号を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第8号 中頓別町企業立地促進条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

◎議案第9号

○議長（村山義明君） 日程第17、議案第9号 中頓別町火葬場設置及び管理条例及び中頓別町墓地設置及び管理条例の一部を改正する条例の制定の件を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（小林生吉君） 議案第9号 中頓別町火葬場設置及び管理条例及び中頓別町墓地設置及び管理条例の一部を改正する条例の制定について、小林総務課長から説明をさせていただきます。

○議長（村山義明君） 小林総務課長。

○総務課長（小林嘉仁君） 議案第9号 中頓別町火葬場設置及び管理条例及び中頓別町墓地設置及び管理条例の一部を改正する条例の制定についてをご説明申し上げます。

議案18ページをお開き願います。中頓別町火葬場設置及び管理条例及び中頓別町墓地設置及び管理条例の一部を改正する条例の制定について。

中頓別町火葬場設置及び管理条例及び中頓別町墓地設置及び管理条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成31年3月4日提出、中頓別町長。

改正の要旨をご説明申し上げます。議案21ページをお開き願います。天皇の退位等に関する皇室典範特例法の施行により改元されることから、関係条例の様式中に元号の記載を削除する改正を行うものであります。

次に、改正の内容をご説明申し上げます。議案19ページをお開き願います。第1条、中頓別町火葬場設置及び管理条例の一部を次のように改正する。

別記第1号を次のように改めるといふことで、別記第1号の全文改正を行っておりますけれども、表中段の死亡の年月日及び埋火葬の日時及び下段の許可年月日の前にあった元号を削除したものでございます。

続いて、議案20ページをお開き願います。第2条、中頓別町墓地設置及び管理条例の一部を次のように改正する。

別記第1号を次のように改めるといふことで、別記第1号の全文改正を行っておりますけれども、表下段の申請年月日の前にあった元号を削除したものでございます。

なお、元号の改正につきましては各条例の改正に合わせて直すことでよいというふうになっております。今回別記ということをごさいますして、条文等の部分の改正はございませんでしたので、別記部分だけを先駆けて改正をさせてもらった次第でございます。今後条例の改正に合わせて随時元号については改正すると、あるいは削除するという事になるとお思いますので、ご理解いただきたいと思ひます。

附則、この条例は、平成31年4月1日から施行する。

以上、簡単ではありますが、ご説明いたします。よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。

○議長（村山義明君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、これより討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 討論なしと認め、討論を終結し、これより議案第9号を採決しま

す。

お諮りします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村山義明君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第9号 中頓……

(何事か呼ぶ者あり)

(「ちょっと聞きたいことある」と呼ぶ者あり)

(「休憩してくれない」と呼ぶ者あり)

○議長(村山義明君) 休憩。休憩をとれと。

(何事か呼ぶ者あり)

○議長(村山義明君) 暫時休憩します。

休憩 午後 2時34分

再開 午後 2時37分

○議長(村山義明君) 休憩前に戻り会議を開きます。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村山義明君) 質疑なしと認め、質疑を終結し、これより討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村山義明君) 討論なしと……

(何事か呼ぶ者あり)

○議長(村山義明君) 何ですか。

(何事か呼ぶ者あり)

○議長(村山義明君) それでは、お諮りします。

本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村山義明君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第9号 中頓別町火葬場設置及び管理条例及び中頓別町墓地設置及び管理条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

◎議案第10号

○議長(村山義明君) 日程第18、議案第10号 中頓別町農業体験交流施設の設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例の制定の件を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（小林生吉君） 議案第10号 中頓別町農業体験交流施設の設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例の制定については、平中産業課長から説明をさせていただきます。

○議長（村山義明君） 平中産業課長。

○産業課長（平中敏志君） それでは、議案22ページになります。議案第10号 中頓別町農業体験交流施設の設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

中頓別町農業体験交流施設の設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成31年3月4日提出、中頓別町長。

議案26ページをごらんください。改正の要旨でございますが、施設の効率的かつ効果的な運営を図るため施設使用料等を改正するものであります。

議案24ページ、新旧対照表にてご説明させていただきたいと思っております。別表の全部改正ではございますが、新旧対照表で説明をさせていただきたいと思っております。別表第1、中頓別町農産物加工研究施設使用料金表、1、1回ごとに使用する場合、現行条例では区分、1人1回につき使用料300円について、改正案では区分、1人1回につき大人500円、高校生300円、子供100円に改め、摘要の冬期間（11月から4月）は100円を追加という現行案から改正案では「冬期間（10月1日から翌年4月30日）は100円を加算」に改めるものであり、この冬期間の部分につきましては他の施設と表現を統一するための改正としております。

また、表2の年間を通じて使用する場合につきましては現行の登録料の4,000円を改正案では5,000円に改め、さらに3として加工体験指導を受ける場合という項目を新たに追加、1人1体験につき5,000円を上限として徴収するというものであります。

備考としてですが、現行条例では「中学生以下は無料（ただし、町外の小・中学生は50円とする。」から改正案では「小・中学生の使用料は100円とする（未就学児は無料）。」に、現行条例の「高校生の使用料は100円とする。」については削除とし、新たに「原材料費及び消耗品費は別に徴収する。」を追加、また新たに設定した加工体験指導を受ける場合の体験料の設定につきましては、利用者が備えつけの機器類等の取り扱いを熟知し、かつ準備から片づけまで利用者の責任で行うことが可能と認められる場合は体験料は徴収しないという項目を新たに追加するものでございます。

改め文につきましてご確認いただきたいと思います。23ページになりますが、表のとおりということになってございます。

この使用料の改正につきましては、指定管理者制度を活用した施設の管理運営を行うことを前提としており、改正条例案の使用料等の金額はあくまでも上限設定として位置づけるものでございます。実際の使用料につきましては、指定管理者が町長の承認を得て定める額という形になります。

23ページの改め文でございますが、最後に附則といたしまして、この条例は、平成31年4月1日から施行する。

以上、雑駁ではございますが、説明とさせていただきます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（村山義明君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

東海林さん。

○6番（東海林繁幸君） これはいいです、これで。ただ、これ常任委員会で検討した内容でありまして、その折、これはあくまでも上限である、これこの後のピンネシリ温泉の関係についても同様なのですけれども、上限であるけれども、それはわかるけれども、今後指定管理者の思いつきやその場限りの考え方で勝手に安くする、勝手に新たなことをやらないように基準をつくって、それなりにきちっとした内容を整備してくださいということで附帯意見を出しております。これについてそういった形にしようとしているのかどうか、その辺ちょっと不安なので、伺いたいと思います。

○議長（村山義明君） 平中産業課長。

○産業課長（平中敏志君） 指定管理者側とは常任委員会のほうでご指摘を受けた件につきましてはきちんと報告をさせていただいております。その上で公正、公平に料金設定をするようにということで説明をしておりますし、料金設定の詳細の決定というか、打ち合わせとか含めまして町も中に入って、一緒にその内容について説明をして、協議をしていくという考え方をしておりますので、決して恣意的な料金設定にならないようにということとは指導していきたいと思っております。

○議長（村山義明君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、これより討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 討論なしと認め、討論を終結し、これより議案第10号を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第10号 中頓別町農業体験交流施設の設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

◎議案第11号

○議長（村山義明君） 日程第19、議案第11号 中頓別町ピンネシリ温泉の設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例の制定の件を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（小林生吉君） 議案第11号 中頓別町ピンネシリ温泉の設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、平中産業課長から説明をさせていただきます。

○議長（村山義明君） 平中産業課長。

○産業課長（平中敏志君） 議案第11号についてご説明させていただきます。

説明の前に、大変申しわけございません。きょうになって議案の差しかえという形をさせていただいたということは大変申しわけございません。おわび申し上げたいと思います。内容につきましては、一部入湯税の表記の仕方が紛らわしい点があったということで、訂正ではなくて差しかえという形にさせていただいたということで、大変申しわけございません。謝らせていただきたいと思います。

それでは、説明をさせていただきますと思います。議案の27ページになります。議案第11号 中頓別町ピンネシリ温泉の設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

中頓別町ピンネシリ温泉の設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成31年3月4日提出、中頓別町長。

それでは、議案の32ページになります。改正の要旨でございますが、施設の効率的かつ効果的な運営を図るため施設使用料等を改正するものでございます。

議案30ページ、新旧対照表にてご説明させていただきますと思います。こちらにつきましても別表の全部改正ではございますが、新旧対照表での比較説明とさせていただきますと思います。別表のピンネシリ温泉宿泊施設使用料の入館料について、現行条例では大人、1回券330円、11回券3,300円を改正案では大人、1回券400円、11回券4,000円に、子供、1回券160円、11回券1,600円を改正案では子供、1回券200円、11回券2,000円とし、摘要では大人では「休憩入浴のため入館する場合」という現行の規定から「入浴のため入館する場合（入湯税別）」に改め、子供につきましても現行条例の「休憩のため入館する場合」から「入浴のため入館する場合」に改めるものであります。

また、次の宿泊料の部分につきましては、現行条例では使用単位、一般、大人1泊1,530円、町民、大人1泊1,020円との規定から改正案では使用単位、大人1泊1室1名利用で6,500円、大人1泊1室2名利用で5,500円、大人1泊1室3名以上利用で5,000円に改めるものであります。現行の設定ではわかりにくかった宿泊料金を明文化するというところでございます。また、摘要欄では1の大人は中学生以上の者とするから大人は中学生以上とするに、5の暖房料の規定において「10月1日から4月30日の期間」から10月1日から翌年4月30日の期間に改め、6の「町民が町民の使用料の適用を受けようとする場合は、町民であることが確認できる書面を提示しなければなら

ない。」という規定を廃止し、6に「食事代は別料金とする。」という項目を新たに追加するものであります。

次に、貸し室料につきましては、料金設定の改正ではございませんが、集会室大、集会室小、それぞれの金額部分が現行条例では円が抜けておりましたので、それぞれに円を追加訂正するというものでございます。

使用料等の改正につきましては、指定管理制度を活用した施設の管理運営を行うことを前提としており、改正条例案の使用料等の金額はあくまでも上限設定として位置づけるものであり、実際の使用料につきましては指定管理者が町長の承認を得て定める額となります。また、先ほどの農業体験交流施設と同じように指定管理者には恣意的な利用料金の設定のないようにということで指導していきたいと考えております。

改め文につきましてごらんいただきたいと思いますが、29ページです。最後、附則といたしまして、この条例は、平成31年4月1日から施行する。

以上、雑駁ではございますが、説明とさせていただきます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（村山義明君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、これより討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 討論なしと認め、討論を終結し、これより議案第11号を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第11号 中頓別町ピンネシリ温泉の設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

◎議案第12号

○議長（村山義明君） 日程第20、議案第12号 中頓別町山村交流施設の設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例の制定の件を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（小林生吉君） 議案第12号 中頓別町山村交流施設の設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、平中産業課長から説明をさせていただきます。

○議長（村山義明君） 平中産業課長。

○産業課長（平中敏志君） それでは、議案の33ページになります。議案第12号 中頓別町山村交流施設の設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

中頓別町山村交流施設の設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成31年3月4日提出、中頓別町長。

議案38ページをごらんください。改正の要旨でございますが、施設の効率的かつ効果的な運営を図るため施設使用料等を改正するものでございます。

議案36ページ、新旧対照表にてご説明させていただきます。ここにつきましても別表の全部改正ではございますが、新旧対照表にて説明させていただきたいと思っております。第4条につきましては、山村交流施設の使用期間及び休日を定める規定でございますが、現行では「11月から4月の間の月曜日」とする現行条例から「10月1日から翌年4月30日の間の月曜日」と改正するものであります。これは他の施設と冬期間の設定を10月1日から翌年4月30日に統一してきたことを受けての改正としておりますが、実際の運営上は現行も年末年始以外は営業している実態にあり、できる規定としての位置づけとさせていただきます。と思っております。

続きまして、別表3、オートキャンプ場の利用料金表についてですが、現行条例では入場料を大人300円から改正案では入場料は大人500円、子供300円に改正し、備考として、現行条例では2の「中学生以下は、無料とする。」規定を「大人は中学生以上とする。」に改め、現行条例の3、「町民（中頓別町に住所を有する者）は無料とする。」という規定を廃止し、改正案では3に「小人は小学生とし、未就学児は無料とする。」という規定を追加するものであります。また、サイト利用料では、キャンピングカーサイトを現行2,400円から3,000円に、一般カーサイトを1,600円から2,000円に、芝生広場を400円から500円に改めるものであります。

次に、別表4、コテージ利用料金表でございますが、Aタイプ4人用、1棟1泊の利用料金を現行8,000円から1万6,000円に、Bタイプ6人用、1棟1泊の利用料金を現行1万2,000円から2万4,000円に改めるものであります。また、備考につきましてはAタイプ及びBタイプともに、1では宿泊定員を超えるときは1人につき1,600円を加算するという現行から3,000円に改め、暖房料につきましては10月1日から翌年4月30日の間にと改め、ほかの施設と表現を統一する改正を行うものでございます。

使用料の改正につきましては、他の施設と同様指定管理制度を活用した施設の管理運営を行うことを前提としており、改正条例案の使用料等の金額はあくまでも上限設定として位置づけるものでございます。実際の使用料につきましては、指定管理者が町長の承認を得て定めることとなりますが、ここにつきましてもあくまでも恣意的な利用料金の設定がないように町としても指導していきたいと考えてございます。

改め文をごらんいただきたいと思っております。35ページでございますが、附則でございます。この条例は、平成31年4月1日から施行する。

以上、雑駁ではございますが、説明とさせていただきます。よろしくご審議のほどお願い

いたします。

○議長（村山義明君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、これより討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 討論なしと認め、討論を終結し、これより議案第12号を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第12号 中頓別町山村交流施設の設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

ここで議場の時計で3時10分まで休憩いたします。

休憩 午後 2時58分

再開 午後 3時10分

○議長（村山義明君） 休憩前に戻り会議を開きます。

◎議案第13号

○議長（村山義明君） 日程第21、議案第13号 そうや自然学校の設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例の制定の件を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（小林生吉君） 議案第13号 そうや自然学校の設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、平中産業課長から説明をさせていただきます。

○議長（村山義明君） 平中産業課長。

○産業課長（平中敏志君） それでは、39ページになりますが、議案第13号 そうや自然学校の設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

そうや自然学校の設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成31年3月4日提出、中頓別町長。

議案42ページをごらんいただきたいと思います。改正の要旨でございますが、施設の使用期間等に関する条項に宿泊施設使用時における使用時間を示す内容が欠けていたことから、その内容を示す一文を加えるものでございます。平成30年第4回定例会議案第6

5号にてそうや自然学校の設置及び管理等に関する条例の改正についてご提案申し上げ、ご承認いただいておりますが、審議の際にご指摘を受けました宿泊施設使用時の使用時間について加えさせていただき改正をさせていただきものでございます。

議案40ページ、改め文でございます。そうや自然学校の設置及び管理等に関する条例(平成20年条例第4号)の一部を次のように改正する。

第3条第2号を次のように改める。

日帰り体験及び日帰り施設使用の使用時間は午前9時から午後5時まで。

第3条第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

第3号 宿泊施設使用の使用時間は初日の正午から翌日の正午まで。

附則といたしまして、この条例は、公布の日から施行する。

以上、雑駁ではございますが、説明とさせていただきます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長(村山義明君) 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村山義明君) 質疑なしと認め、質疑を終結し、これより討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村山義明君) 討論なしと認め、討論を終結し、これより議案第13号を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村山義明君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第13号 そうや自然学校の設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

◎議案第14号

○議長(村山義明君) 日程第22、議案第14号 中頓別町水道事業条例の一部を改正する条例の制定の件を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長(小林生吉君) 議案第14号 中頓別町水道事業条例の一部を改正する条例の制定について、土屋建設課長から説明をさせていただきます。

○議長(村山義明君) 土屋建設課長。

○建設課長(土屋順一君) ご説明の前に、誤字がありましたことを謝罪いたします。申しわけありません。

それでは、中頓別……

(何事か呼ぶ者あり)

○建設課長（土屋順一君） ごめんなさい。間違えました。

それでは、中頓別町水道事業条例の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。43ページをお開きください。議案第14号 中頓別町水道事業条例の一部を改正する条例の制定について。

中頓別町水道事業条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成31年3月4日提出、中頓別町長。

47ページをお開きください。改正の要旨であります。学校教育法の一部を改正する法律（平成29年法律第41号）により本年4月から専門職大学が創設されることに伴い、水道法施行例で定められている布設工事監督者及び水道技術管理者の資格について改正され、条例についても水道法施行令を参照し資格を定めていますことから、資格の規定及び技術士法の規定による技術士試験（第2次試験）の選択科目の見直しに伴い条例改正するものです。

45ページをお開きください。新旧対照表でご説明させていただきます。第41条第3号中、「短期大学」の次に括弧書きで「同法による専門職大学の前期課程を含む。」を、「した後」の次に括弧書きで「同法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した後」を加え、同条第8号中、「又は水道環境」を削るものであります。

第42条第2号では、「した後」の次に括弧書きで「学校教育法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した後」を、「同条第3号に規定する学校を卒業した者」の次に括弧書きで「同法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した者」を加え、同条第4号中、「した後」の次に括弧書きで「学校教育法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した後」を、「同条第3号に規定する学校の卒業者」の次に括弧書きで「同法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した者」を加え、同条第5号中、「卒業者」の次に括弧書きで「学校教育法による専門職大学の前期課程の修了者を含む。」を加えるものであります。

附則といたしまして、この条例は、平成31年4月1日から施行する。

経過措置といたしましては、この条例の施行前に行われた技術士法第4条第1項の規定による第2次試験のうち上下水道部門に係るものに合格した者であって、選択科目として水道環境を選択したものは、この条例による改正後の中頓別町水道事業条例第41条第8号の規定の適用については、同法第4条第1項の規定による第2次試験のうち上下水道部門に係るものに合格した者であって、選択科目として上水道及び工業用水道を選択したものとみなす。

以上、簡単ではございますが、説明とさせていただきます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（村山義明君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

細谷さん。

○5番（細谷久雄君） 47ページの改正の要旨で本年4月から専門職大学が創設される

ことに伴いと書いてありますが、その専門職大学はどういうことなのかお聞きしたいことと、それと改正の中身のところで専門職大学の前期課程にあって、修了した後、これどういう内容なのか、この2点ちょっとお聞きしたいです。

○議長（村山義明君） 土屋建設課長。

○建設課長（土屋順一君） 専門職大学とは、職業教育に特化した大学と聞いております。
（何事か呼ぶ者あり）

○建設課長（土屋順一君） 職業教育に特化した大学と確認しております。まず、大学です。実習とか、実習等が多く、専門職の大学となっております。
（何事か呼ぶ者あり）

○建設課長（土屋順一君） できるところまではわかりません、ちょっと。
（何事か呼ぶ者あり）

○建設課長（土屋順一君） ちょっとそこまでは調べておりませんでした。申しわけありません。

あと、前期、後期についてもちょっと詳しく調べておりませんでしたので、確認して、後で報告させていただきたいと思いますが。

○議長（村山義明君） 細谷さん。

○5番（細谷久雄君） 中身もわからなくてこの条例を出してくるというのはおかしいのではないかと、そんなの。ちょっと詳しく後で調べて、教えてください。

○議長（村山義明君） 小林町長。

○町長（小林生吉君） 専門職大学については、単一ではなくて、指定を受けた大学が複数できるということになっていると思います。これは、町が設置するわけではないから、そういう大学ができるということで、そのことをそもそも町職員というか、議会で質問して、説明を求めるといって自体が私はどうかと思います、逆に言えば。いずれにしても、町のほうで資料は調べたものはお渡しするようにしたいというふうには思います。

○議長（村山義明君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 質疑がないようですので、質疑なしと認め、質疑を終結し、これより討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 討論なしと認め、討論を終結し、これより議案第14号を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第14号 中頓別町水道事業条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

◎議案第16号

○議長（村山義明君） 日程第23、議案第16号 中頓別町道路線の変更の件を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（小林生吉君） 議案第16号、中頓別町道路線の変更について、土屋建設課長から説明をさせていただきます。

○議長（村山義明君） 土屋建設課長。

○建設課長（土屋順一君） 先ほど申し上げた正誤表について、この件でした。申しわけありませんでした。

それでは、ご説明いたします。50ページになります。議案第16号 中頓別町道路線の変更について。

道路法第10条第3項の規定に基づき、中頓別町道路線を下記のとおり変更する。

平成31年3月4日提出、中頓別町長。

1、変更前の路線、整理番号40、路線名、川向2号線、供用開始の区間、起点、字松音知128の3、終点、字松音知133、延長454メートル、用地幅員、最大9.5メートル、最小5.5メートル。

2、変更後の路線、整理番号40、路線名、川向2号線、供用開始の区間、起点、字松音知128の1、終点、字松音知133の4、延長451.00メートル、用地幅員、最大18.25メートル、最小6.6メートル。

路線の場所につきましては、配付しております説明資料のとおりとなります。

変更理由については、改良による終点の変更及び路線延長を変更するものです。

以上で、簡単ではございますが、説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（村山義明君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、これより討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 討論なしと認め、討論を終結し、これより議案第16号を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第16号 中頓別町道路線の変更の件は原案のとおり可決されました。

◎休会の議決

○議長（村山義明君） これで本日の日程は全て終了しました。

お諮りします。あす3月5日から3月8日までは休会としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） ご異議なしと認めます。

よって、あす3月5日から3月8日までは休会とすることに決しました。

◎散会の宣告

○議長（村山義明君） 本日はこれにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

（午後 3時25分）

上記会議のてん末を記載し、その相違ないことを証するためにここに署名する。

中頓別町議会議長

署名議員

署名議員